



水戸市 バリアフリー基本構想

～出かけたいたい気持ち，住んでみたい気持ちに
こたえるまちづくり～

はじめに



本市は、古くから交通の要衝として栄え、商業・業務、行政、教育、文化など様々な都市機能を集積しながら発展してきました。

現在、本市を取り巻く環境は大きな変革期にあり、超高齢社会の到来、今後直面する人口減少社会、さらには高度経済成長期に整備したインフラの老朽化や地球環境問題など複合する難しい課題への確に対応しながら、都市の活力の維持、一層の発展を目指していかなければなりません。

このようなことから、私は、これまでの拡散型の開発志向から、集積型の持続可能な都市構造への転換を図り、コンパクトなまちを展望した快適に暮らせる生活環境づくりに取り組んでいるところです。

この都市構造の実現には、公共交通や徒歩で快適に移動できる環境整備とともに、日常生活圏におけるバリアフリー化を進め、誰もが安心して暮らすことのできる環境整備を進めることが重要となります。

そのため、2016年7月には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、水戸市バリアフリー環境整備推進協議会を組織し、本市におけるバリアフリーの進め方やその整備手法等について検討を重ねながら、「水戸市バリアフリー基本構想」の策定に取り組んでまいりました。

この基本構想の策定に当たりましては、本協議会で活発な御議論をいただくとともに、基本構想の素案に係る意見公募手続では、市民の皆様から多くの御意見をいただいたところであり、御協力をいただきました方々に心から厚くお礼申し上げます。

今後、この基本構想に位置付けたバリアフリー施策を実施するうえでは、市民の皆様をはじめ、事業者や関係行政機関の御理解と御協力が不可欠となります。「出かけたい気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくり」の実現に向け、更なるバリアフリーを推進することで、本市の魅力と活力をより一層高めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。

2018年3月

水戸市長 高橋 靖

目次

第1章 水戸市バリアフリー基本構想の策定に当たって	1
1 基本構想策定の背景.....	1
2 基本構想策定の目的.....	1
3 基本構想の位置付け.....	2
4 基本構想の期間.....	3
5 基本構想の策定体制.....	3
6 バリアフリー法の趣旨と基本的な仕組.....	4
(1) バリアフリー法の趣旨	
(2) バリアフリー法に新たに盛り込まれた主な内容	
(3) バリアフリー法の基本的な仕組	
第2章 水戸市における現状と課題	9
1 人口等の推移.....	9
(1) 人口の推移及び将来人口	
(2) 将来人口における年齢3区分別人口比率	
(3) 障害者数	
2 アンケート調査から見るバリアフリー化の必要性.....	12
(1) 外出の状況	
(2) 外出しない理由	
(3) 障害者が通勤・通学や外出時に困っていること	
(4) 地域や社会に積極的に参加するために大切なこと	
3 水戸市交通バリアフリー基本構想（旧基本構想）の成果と課題.....	17
(1) 公共交通特定事業	
(2) 道路特定事業	
(3) 交通安全特定事業	
4 バリアフリーまち歩き点検ワークショップの結果.....	24
(1) 開催概要	
(2) 開催結果	
5 バリアフリー化の現状と課題.....	28
第3章 水戸市におけるバリアフリー化の考え方	29
1 目指す姿と基本方針.....	29
(1) 目指す姿	
(2) 基本方針	
2 目標指標の設定.....	30
(1) 【基本方針1】連続的なバリアフリー化の目標指標	
(2) 【基本方針2】持続的なバリアフリー化の目標指標	
(3) 【基本方針3】心のバリアフリーの推進の目標指標	

3	バリアフリー化の進め方	34
	(1) 全市的な取組	
	(2) 重点整備地区における取組	
第4章	重点整備地区の設定	35
1	基本的な考え方	35
	(1) 重点整備地区の要件	
	(2) 本市における考え方	
2	生活関連施設の選定	37
	(1) 法律等の規定	
	(2) 本市における考え方	
3	生活関連経路の選定	40
	(1) 法律の規定	
	(2) 本市における考え方	
4	重点整備地区の区域	42
第5章	バリアフリー施策	45
1	施策の構成	45
	(1) ハード施策	
	(2) ソフト施策	
2	事業の実施時期	51
3	ハード施策の内容	52
	(1) 特定事業（ハード）	
	(2) その他の事業	
4	ソフト施策の内容	87
	(1) 特定事業（ソフト）	
	(2) 特定事業（ハード）と連携する事業	
	(3) その他の事業と連携する事業	
	(4) 市民の理解を深めるための事業	
第6章	事業の推進に向けて	97
1	特定事業計画の作成及び特定事業計画に基づく事業の実施	97
2	事業の推進体制	97
3	事業の進捗管理体制	98
	水戸市バリアフリー基本構想策定に係る経過の概要	99
	水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約	101
	水戸市バリアフリー環境整備推進協議会委員名簿（2016～2017年度）	103
	水戸市バリアフリー環境整備推進協議会調査部会員名簿（2016～2017年度）	104
	水戸市バリアフリー環境整備推進協議会事業部会員名簿（2016～2017年度）	105
	用語解説	106
	ピクトグラムの説明	110

第1章 水戸市バリアフリー基本構想の策定に当たって

1 基本構想策定の背景

本市では、「出かけた気持ちをはぐくむまちづくり」を目標に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）に基づく「水戸市交通バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を2004年に策定し、水戸駅周辺を重点整備地区に定め、水戸駅をはじめ、ペDESTリアンデッキや駅前広場、駅周辺の道路等のバリアフリー化を進めてきたところです。

公共施設等の建築物についても、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づくバリアフリー化を進めてきました。

このような中、加速する高齢化に対応するとともに、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向け、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が2006年に施行されました。この法律では、対象者や対象施設を拡充するとともに、ハード面の整備だけでなく、ソフト施策を充実するなど、高齢者や障害者だけでなく、誰もが暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

また、障害者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）の批准に向け、障害者基本法の改正など、関係法令の整備が進められてきました。

2016年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、行政機関等においては、障害者の基本的人権を守るため、社会的な障壁（バリア）を取り除くための施策に、より一層力を入れて取り組むことが求められています。

2 基本構想策定の目的

関係法令等の整備に伴い、建築物や交通機関等のバリアフリー化が着実に推進されてきたものの、施設ごとにバリアフリー化が進められ、連続性が保たれていないことやルール・マナーの周知といったソフト面での対策が不十分であることなど、課題が明らかになってきました。

そのため、法体系の見直しや超高齢社会への対応など、社会情勢の変化を踏まえるとともに、旧基本構想に基づく取組の評価を行いながら、誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、「水戸市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定するものです。

3 基本構想の位置付け

基本構想は、バリアフリー法及び国の基本方針に基づき、本市のバリアフリー化の状況や課題等を踏まえ、駅等の旅客施設を中心とした地区等（重点整備地区）において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化の方針や事業等について、関係者の合意形成を図りながら定めるものです。

基本構想の策定に当たっては、上位計画である「水戸市第6次総合計画—みと魁プラン—」をはじめ、関連計画との整合及び連携を図ります。

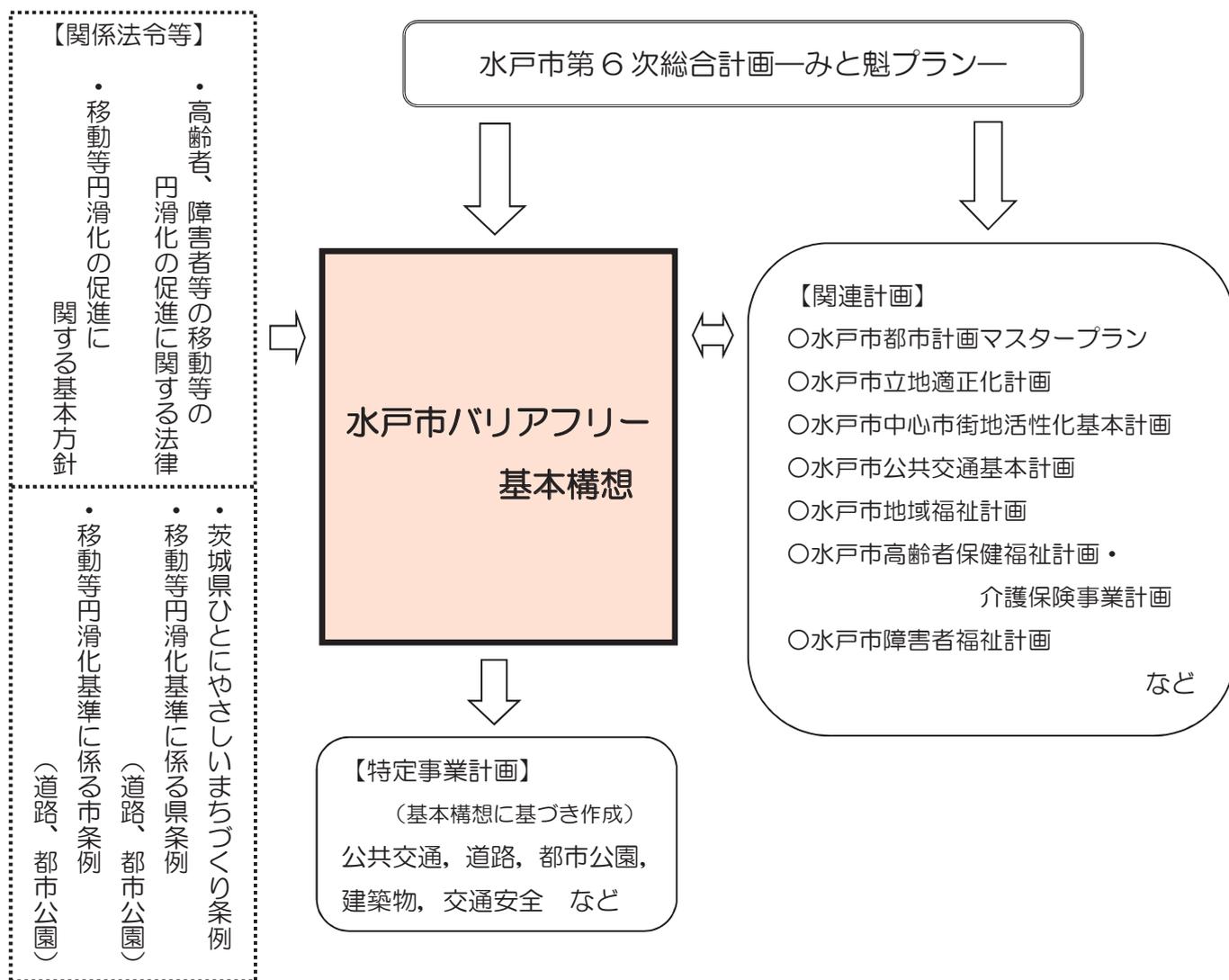


図 1-1 水戸市バリアフリー基本構想の位置付け

6 バリアフリー法の趣旨と基本的な仕組

(1) バリアフリー法の趣旨

バリアフリー法は、高齢者、障害者等の移動や施設を利用する際の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、道路、建築物等のバリアフリー化を図るとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としています。

あわせて、ハード面のバリアフリー化の効果を高めるためのソフト施策についても充実を図ることとしています。

(2) バリアフリー法に新たに盛り込まれた主な内容

バリアフリー法では、高齢者、身体障害者に加えて、新たに、知的障害、精神障害、発達障害を含む全ての障害者、妊産婦（妊婦、乳幼児連れ、ベビーカー利用者）、けが人等が対象になり、対象施設についても、都市公園と路外駐車場が新たに加わるほか、公共交通機関にタクシーが追加されました。

また、基本構想の策定に当たり、当事者の参画による利用者視点の反映が義務化されたことに加え、具体的なバリアフリー施策等の内容について、高齢者、障害者等の当事者参加のもとで検証を行い、その結果に基づいて、新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていく、スパイラルアップを導入するとともに、ソフト施策の充実として、心のバリアフリーの促進に関する内容が新たに盛り込まれました。

表 1-1 バリアフリー法に新たに盛り込まれた主な内容

項目	追加された内容等
対象者	<ul style="list-style-type: none">身体障害者に加え、知的障害、精神障害、発達障害を含む全ての障害者に拡充妊産婦（妊婦、乳幼児連れ、ベビーカー利用者）、けが人を追加
対象施設等	<ul style="list-style-type: none">都市公園、路外駐車場を追加公共交通機関にタクシーを追加
重点整備地区	<ul style="list-style-type: none">旅客施設を含まない地域まで拡充可
基本構想の策定体制	<ul style="list-style-type: none">基本構想策定時の協議会制度を義務化住民等からの基本構想作成提案制度を創設
基本構想の推進体制	<ul style="list-style-type: none">関係者と協力してバリアフリー施策の段階的・継続的な発展を目指す、スパイラルアップを導入
ソフト施策	<ul style="list-style-type: none">国民一人一人がバリアフリー化の必要性や高齢者、障害者等への理解を深め行動につなげる、心のバリアフリーを促進

(3) バリアフリー法の基本的な仕組

ア 基本方針の策定

バリアフリー法では、主務大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を作成することとされています。

現行の基本方針には、2020年度までに達成すべき目標が「表1-2」のように示されています。

表 1-2 国の基本方針で定める整備目標

整備項目		整備目標（2020年度末）	
鉄軌道	鉄軌道駅	・1日当たりの利用者数3,000人以上の鉄軌道駅を原則全て（100%）バリアフリー化	
	ホームドア・可動式ホーム柵	・優先的に整備すべき駅に可能な限り設置	
	鉄軌道車両	・総車両数の約70%をバリアフリー対応車両	
バス	バスターミナル	・1日当たりの利用者数3,000人以上のバスターミナルを原則全て（100%）バリアフリー化	
	乗合バス	ノンステップバス	・対象車両数の約70%をノンステップバス
		リフト付きバス等	・適用除外認定車両 ^(※) の約25%をリフト付きバス等
タクシー	福祉タクシー車両	・約28,000台導入	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	・原則全て（100%）バリアフリー化	
都市公園	移動等円滑化園路	・園路及び広場が設置された都市公園の約60%をバリアフリー化	
	駐車場	・駐車場が設置された都市公園の約60%をバリアフリー化	
	便所	・便所が設置された都市公園の約45%をバリアフリー化	
路外駐車場	特定路外駐車場	・特定路外駐車場の約70%をバリアフリー化	
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物	・不特定多数の者等が利用する建築物の約60%をバリアフリー化	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	・原則全て（100%）をバリアフリー化（音響信号機や高齢者等感應信号機の設置）	

(※) バス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外と認定された車両

イ バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関（駅やバスターミナル等の旅客施設、鉄道やバス等の車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園を新しく建設又は導入する場合、それぞれの事業者等に対して、施設ごとに定められたバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を義務付けるとともに、既存の施設等については、基準に適合するように努力義務を課しています。

ウ 重点整備地区におけるバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

① 市町村による基本構想の策定

市町村は、国の基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区をはじめ、高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針や事業について定める基本構想を策定することができます。

② 基本構想に基づく事業の実施

関係する事業者、建築主等の施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、基本構想に基づき、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施することとしています。

エ 基本構想策定段階から住民等の参加を図るための措置

市町村が基本構想を策定する際に、高齢者、障害者等の当事者参加を図るため、協議会制度を法律に位置付けています。また、高齢者、障害者等から、市町村に対して、基本構想の作成や見直しを提案できる制度を創設しました。

オ スパイラルアップの導入と心のバリアフリーの促進

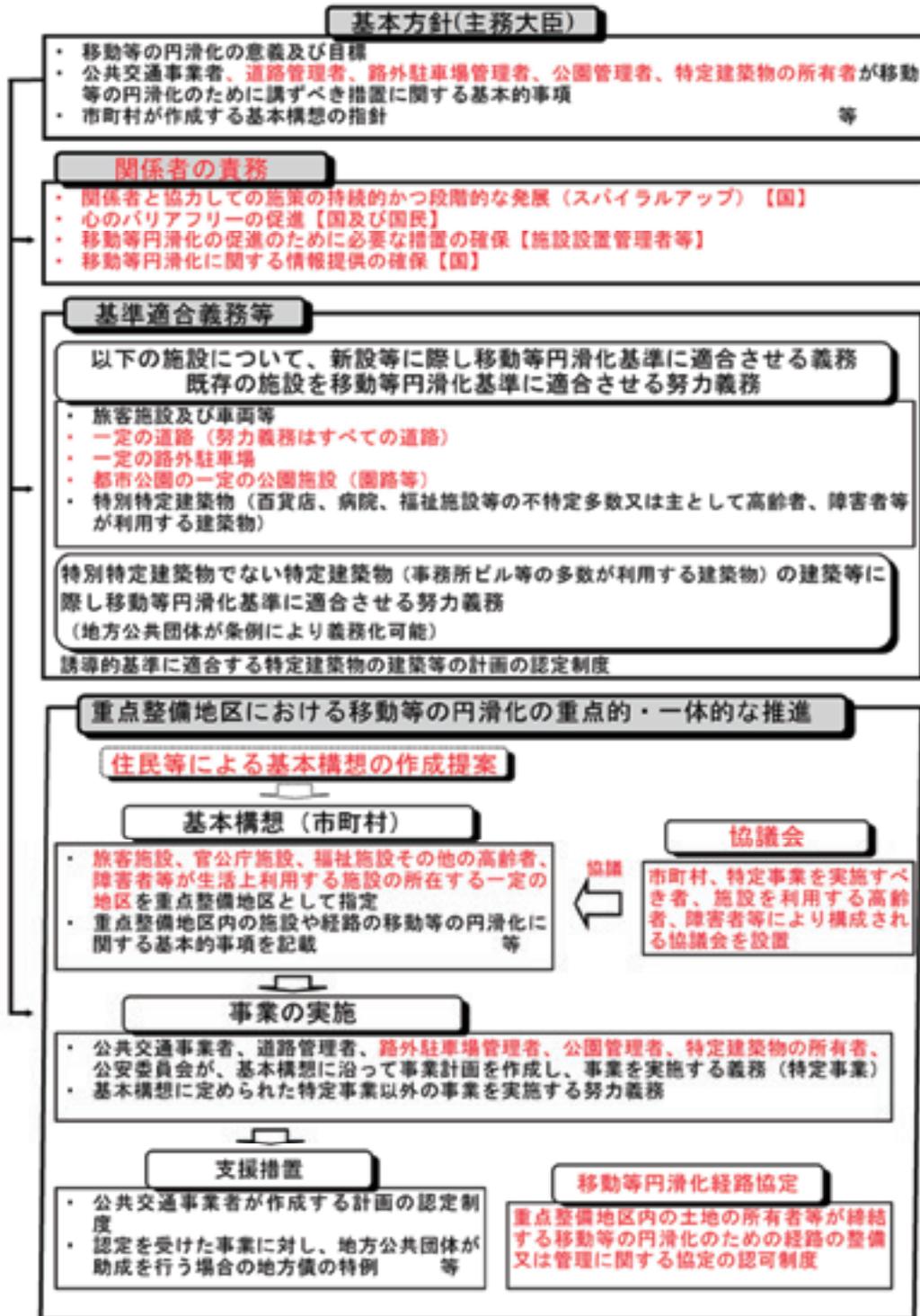
① スパイラルアップの導入

具体的なバリアフリー施策の内容について、高齢者、障害者等の当事者参加のもとで検証し、その結果に基づいて、新たな施策や措置を講じることによって、段階的かつ継続的な発展を図っていくスパイラルアップを国及び地方公共団体の責務としています。

② 心のバリアフリーの促進

施設等の整備のみならず、高齢者、障害者等に対する理解や協力を求める心のバリアフリーを国及び地方公共団体、国民の責務としています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の 基本的枠組み



※ 赤字部分は交通バリアフリー法からの主な変更点

図 1-3 バリアフリー法の基本的枠組み

（資料：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み（スキーム図）」
／国土交通省）

第2章 水戸市における現状と課題

1 人口等の推移

(1) 人口の推移及び将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）によると、本市の総人口は、2015年をピークに、その後は減少を続け、2060年には、203,806人になると推計されています。

2016年度に策定した「水戸市人口ビジョン」では、若い世代が安心して働き、子どもを生き育てることのできる環境づくりなど、合計特殊出生率の上昇につながる施策を重点的に推進するとともに、若い世代の就労希望を実現できる雇用の場の創出など、定住人口の増加をもたらす施策にも取り組むこととしており、本市の2060年における将来人口の目標を245,000人と設定しています。

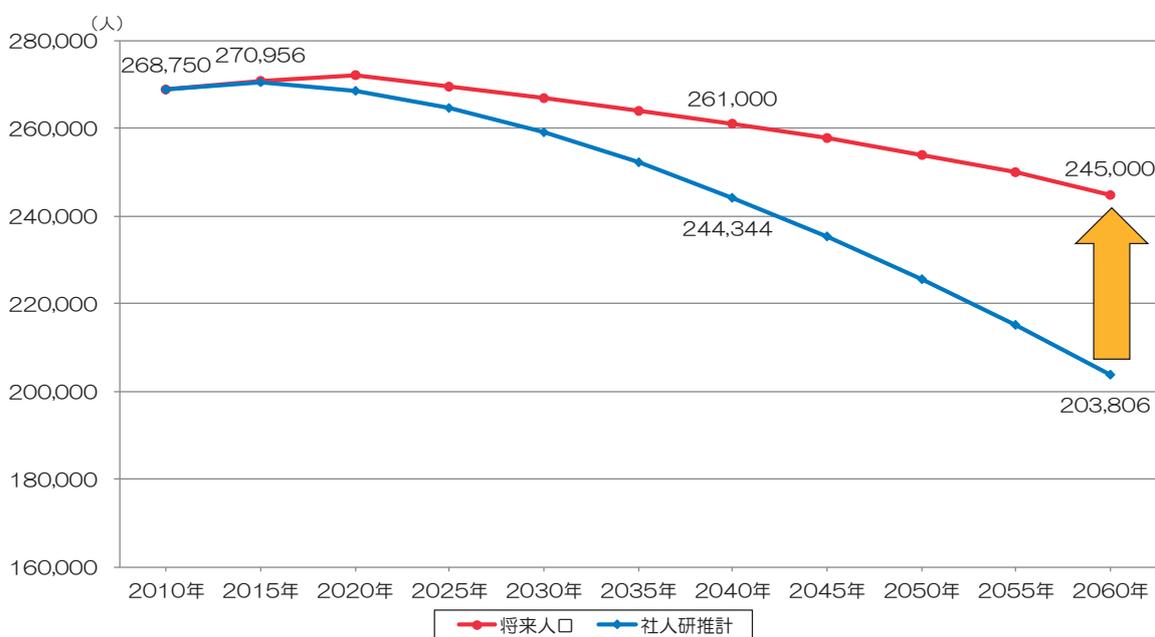


図 2-1 将来人口の見通し

(資料：「水戸市人口ビジョン」／水戸市)

(2) 将来人口における年齢3区分別人口比率

将来人口における年齢3区分別人口を見ると、特に、総人口に占める老年人口（65歳以上）の割合（高齢化率）が増加し、2040年には30パーセント以上となることが予測されることから、これまで以上に高齢者ニーズを踏まえた施策が求められます。

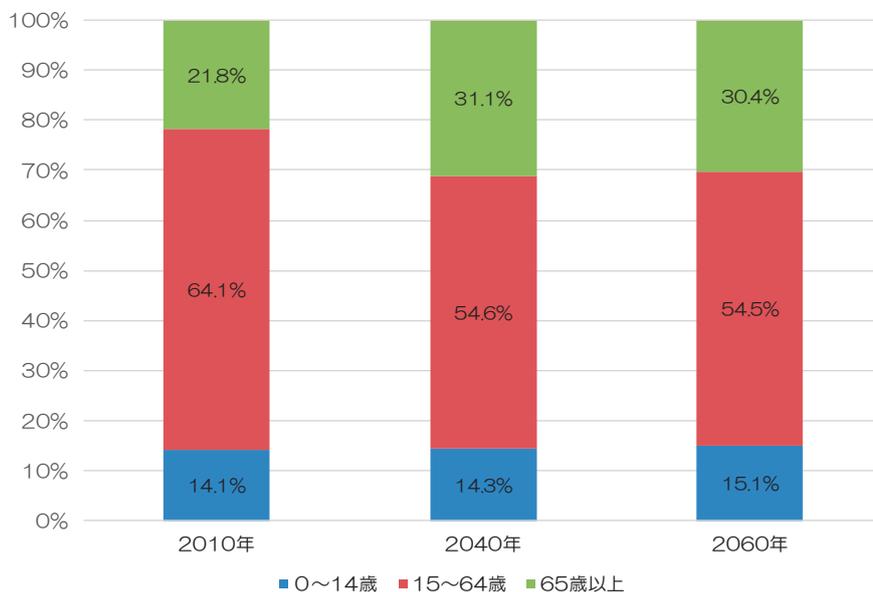


図 2-2 将来人口における年齢3区分別人口比率の将来見通し

（資料：「水戸市人口ビジョン」／水戸市）

表 2-1 将来人口と社人研準拠推計の年齢3区分別人口比率

（資料：「水戸市人口ビジョン」／水戸市）

区 分		年少人口	生産年齢人口	老年人口
2010年		14.1%	64.1%	21.8%
2040年	将来人口	14.3%	54.6%	31.1%
	社人研準拠	10.4%	54.2%	35.4%
2060年	将来人口	15.1%	54.5%	30.4%
	社人研準拠	9.4%	51.7%	38.9%

(3) 障害者数

本市の障害者数の推移を障害者手帳交付状況から見ると、2011年度の合計11,350人から、2015年度には13,153人と、5年間で約1,800人増加しています。

障害者数は年々増加していることから、障害者が社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められます。

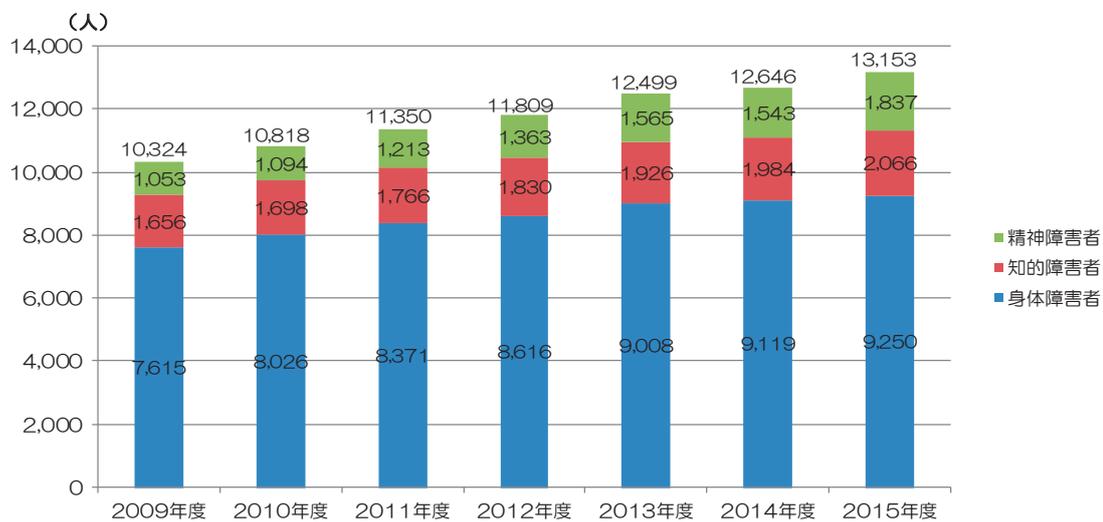


図 2-3 障害者手帳交付状況

(資料：2015年度版「統計年報」／水戸市)

2 アンケート調査から見るバリアフリー化の必要性

「水戸市障害者福祉計画」の2015年度改定に当たり、本市では、障害者等への支援策を検討するため、外出の状況や社会参加の状況等について、2014年2月6日から2月21日までの期間でアンケートを実施し、その結果から、以下の点が明らかになりました。

- 身体障害者と精神障害者は、一人で外出する機会が多いこと。
- 身体障害者は、病気のことが心配だったり、介助者がいないために、外出しない傾向にあること。
- 身体障害者は、通勤・通学や外出時に、公共交通の利用や目的地付近の駐車場利用に不便を感じていること。
- 知的障害者と精神障害者は、公共交通の利用や歩道を歩く際に不便を感じていること。
- 障害者が地域や社会に積極的に参加するためには、参加しやすい機会、場所、仲間や障害者に対する理解が重要であること。

アンケートの実施方法は、郵送による配布・回収とし、調査の対象及びアンケートの回収状況、回答状況については、以下のとおりです。

表 2-2 調査の対象及び配布対象者数、抽出方法

調査対象者	配布対象者数	抽出方法
身体障害者	1,200人	身体障害者手帳所持者から無作為抽出
知的障害者	600人	療育手帳所持者から無作為抽出
精神障害者	500人	精神障害者保健福祉手帳保持者から無作為抽出
難病患者	500人	水戸市難病患者見舞金受給者から無作為抽出
一般市民	1,000人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していない市民、水戸市難病患者見舞金を受給していない市民を住民基本台帳より無作為抽出
ボランティア	300人	水戸市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録しているボランティア団体に対象者の選定を依頼
障害福祉サービス提供事業所職員	150人	市内の障害福祉サービス提供事業者に対象職員の選出を依頼
障害福祉サービス提供事業者	106事業所	市内の障害者（児）の入所施設、通所事業所、居宅介護事業所等を設置している障害福祉サービス事業者
家族	2,800人	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者調査票の最後に家族用の調査票を同封

表 2-3 アンケートの回収状況

調査対象者	配布数	回収数	回収率 (%)
身体障害者	1,200	632	52.7
知的障害者	600	267	44.5
精神障害者	500	238	47.6
難病患者	500	278	55.6
一般市民	1,000	442	44.2
ボランティア	300	141	47.0
障害福祉サービス提供事業所職員	150	59	39.3
障害福祉サービス提供事業者	106	45	42.5

(1) 外出の状況

外出の状況では、身体障害者と精神障害者は、「1人で外出する」と回答した方の割合が約 60 パーセントと最も多くなっていますが、知的障害者は、「ほとんど介助者と外出する」と回答した方の割合が最も多くなっています。

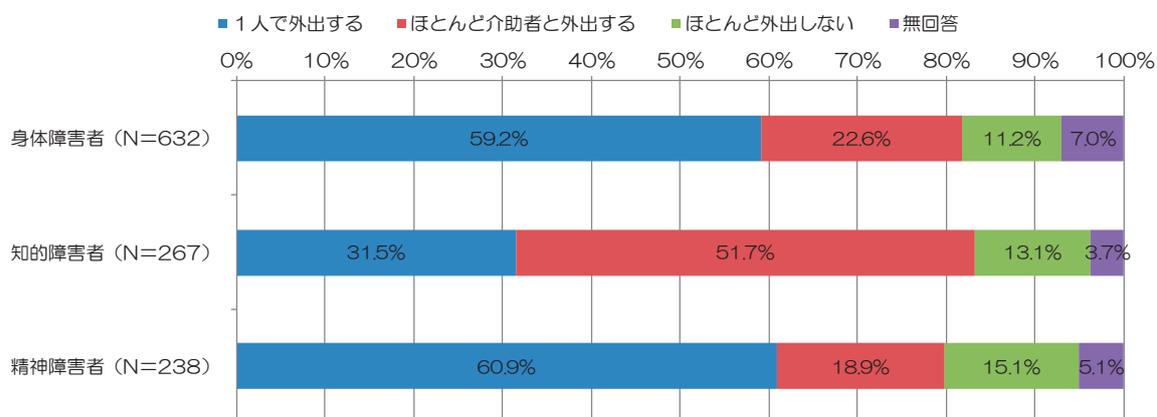


図 2-4 障害者の外出の状況

(資料:「水戸市障害者福祉計画改定のための調査結果報告書」(2013 年度) / 水戸市)

(2) 外出しない理由

障害別に見ると、身体障害者は、「病弱だったり、病気が心配で外出できない」、「介助者がいない」と回答した方が多くなっています。

知的障害者と精神障害者は、「外出したいと思わない」、「意思疎通がうまくいかない」と回答した方が多くなっています。

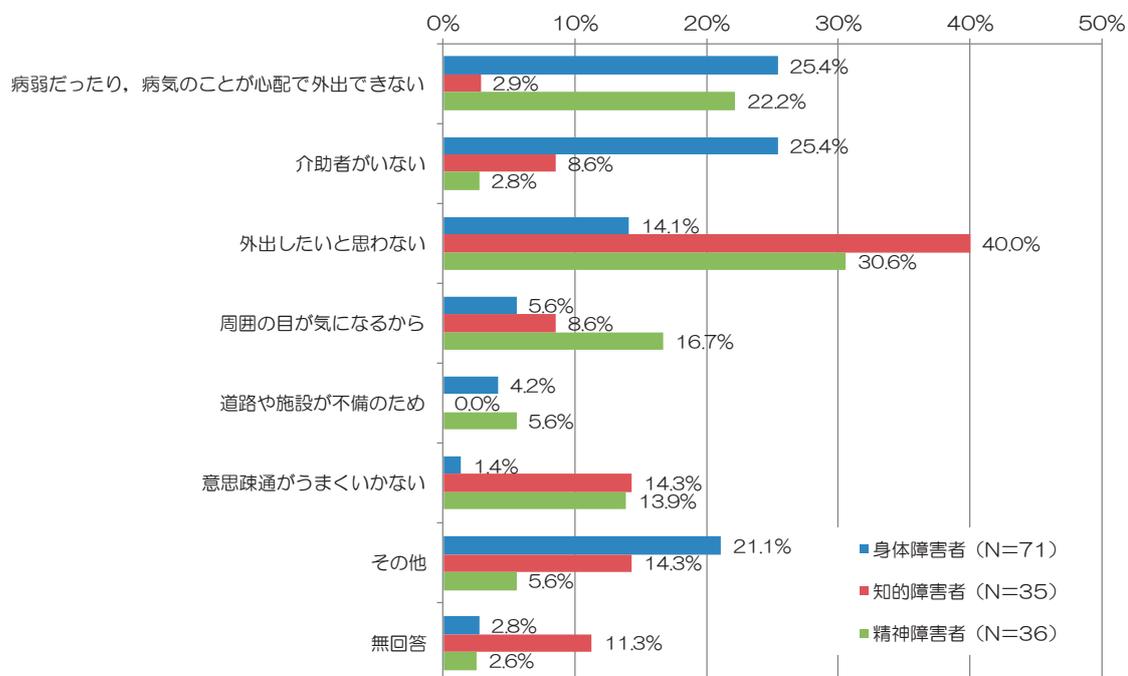


図 2-5 外出しない理由

(資料：「水戸市障害者福祉計画改定のための調査結果報告書」(2013年度) / 水戸市)

(3) 障害者が通勤・通学や外出時に困っていること

障害別に見ると、身体障害者は、「電車やバスの利用が困難、または不便である」、「自家用車を利用するのに駐車場が不備、または少ない」と回答した方も多くなっています。

知的障害者と精神障害者は、「電車やバスの利用が困難、または不便である」、「歩道が狭かったり、障害物などがある」と回答した方も多くなっています。

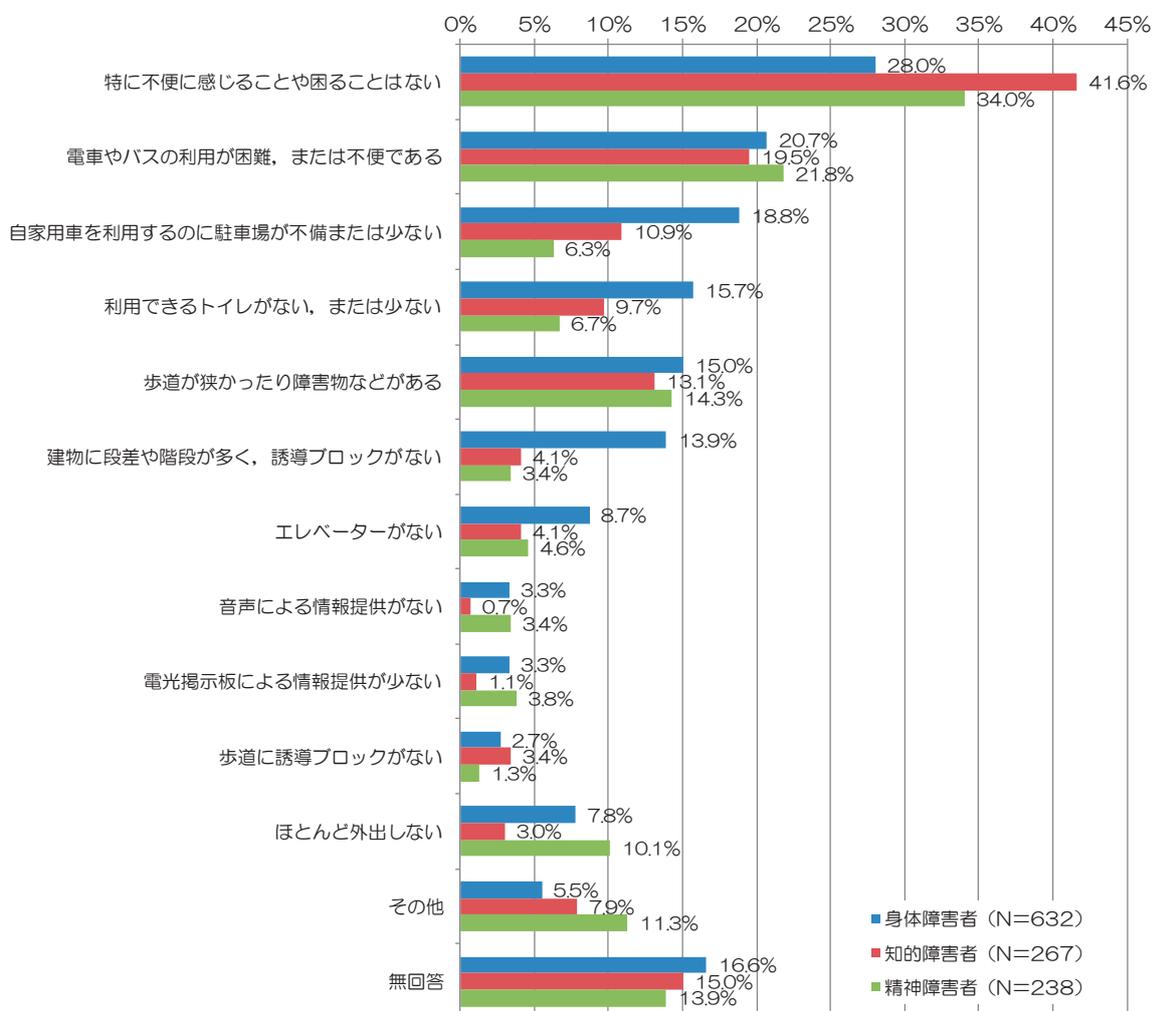


図 2-6 通勤・通学や外出時に困っていること（複数回答）

（資料：「水戸市障害者福祉計画改定のための調査結果報告書」（2013 年度）／水戸市）

(4) 地域や社会に積極的に参加するために大切なこと

障害の内容に関係なく、「参加しやすい機会、場所、仲間」や「人々の障害者に対する理解」と回答した方が多くなっており、施設や道路等のハード面の整備を上回る結果となりました。

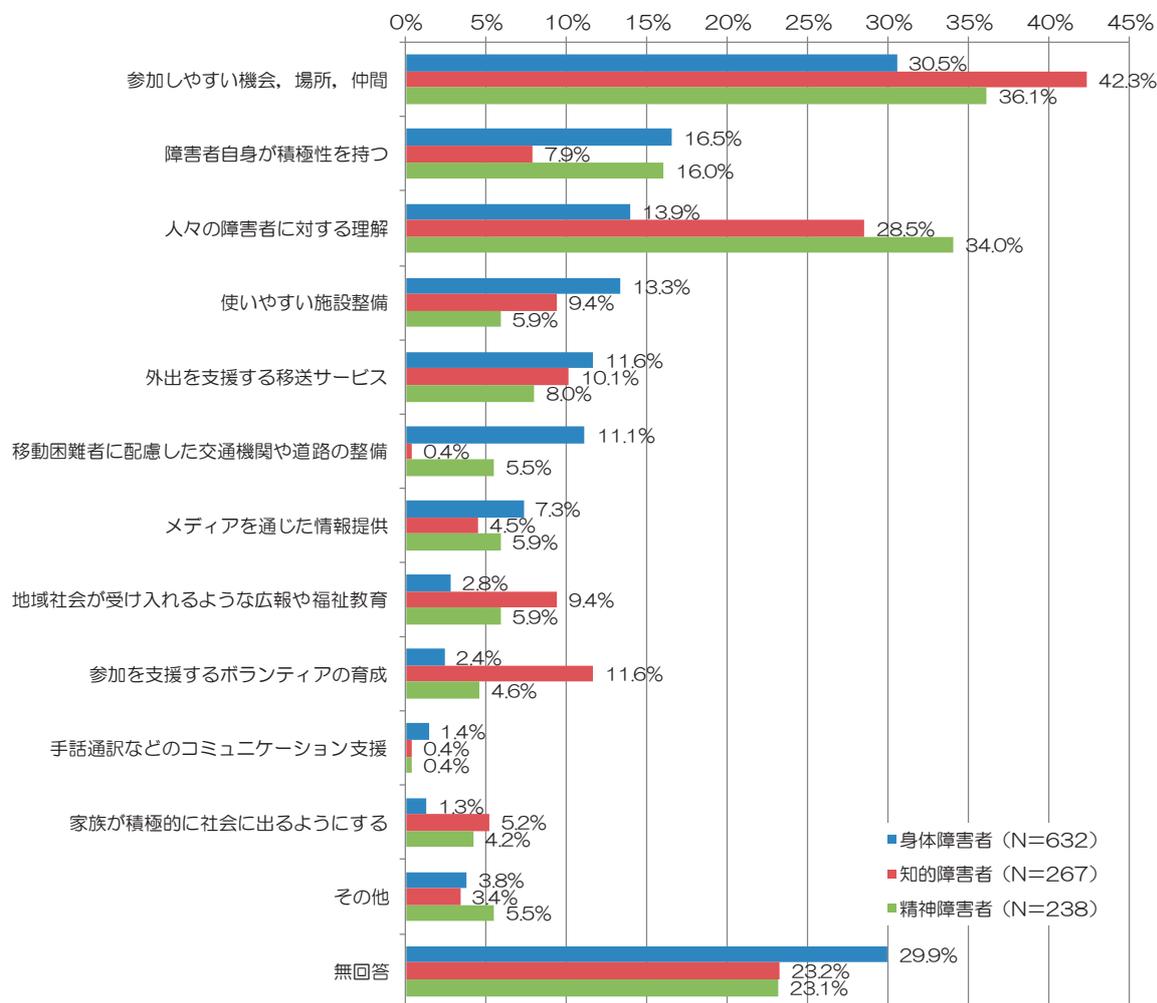


図 2-7 地域や社会に積極的に参加するために大切なこと（複数回答）

（資料：「水戸市障害者福祉計画改定のための調査結果報告書」（2013年度）／水戸市）

3 水戸市交通バリアフリー基本構想（旧基本構想）の成果と課題

旧基本構想では、公共交通、道路、交通安全の三つの特定事業を位置付け、バリアフリー化に取り組んできました。それぞれの特定事業の成果等については、以下のとおりです。

(1) 公共交通特定事業

公共交通特定事業では、鉄道に関する事業として、エレベーターや音声誘導装置、視覚障害者誘導用ブロック、トイレ等の新設・改良を行うなど、水戸駅の駅舎のバリアフリー化に取り組むとともに、車椅子に対応したトイレの設置やホームとの段差を従来車両より縮小するなど、鉄道車両のバリアフリー化に取り組んできました。

また、乗合バスに関する事業として、バス停の改善、ノンステップバスの導入を進めてきました。

ノンステップバスの導入率は、旧基本構想策定の翌年、2005年度末時点では2.8パーセントだったものが、2016年度末時点で43.5パーセントまで上昇しているものの、国の基本方針の目標である70パーセントの達成に向け、今後も継続的に事業に取り組む必要があります。

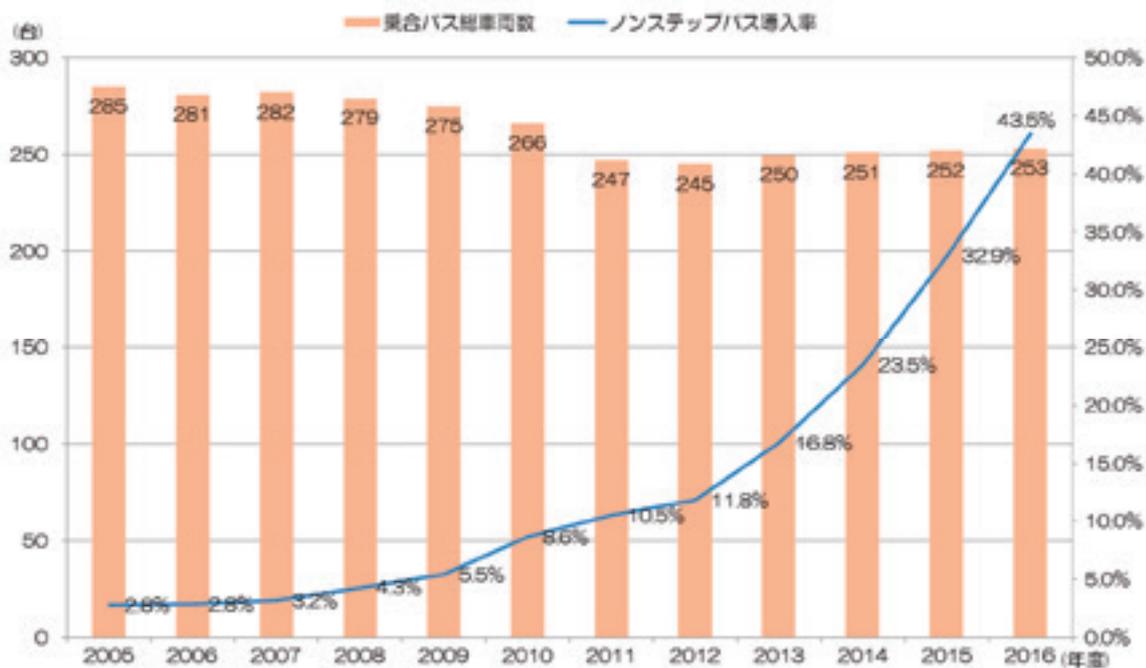


図 2-8 本市における乗合バス総車両数とノンステップバス導入率

(資料：「乗合バス事業に関する調査」(2017年度) / 水戸市)

(2) 道路特定事業

道路特定事業では、特定経路、準特定経路のバリアフリー化に取り組んできました。

特定経路のうち、国道、県道、水戸駅自由通路については、2016年度末時点でバリアフリー化率は100パーセントとなっているものの、市道については、事業の進捗が十分でなく、バリアフリー化率は55.8パーセントにとどまっていることから、今後も継続的に事業に取り組む必要があります。（「表2-4」及び21ページ「図2-9」を参照）

【旧基本構想における定義】

・特定経路

水戸駅と高齢者、障害者等の移動制約者が通常利用する施設とをつなぐ経路のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（平成18年12月19日国土交通省令）（以下「道路移動等円滑化基準」という。）」を満たすよう整備を進めることとした経路

・準特定経路

構造的に道路移動等円滑化基準を満たさないものの、移動制約者の移動を円滑化するために、特定経路に準じて整備を進めることとした経路

表 2-4 特定経路・準特定経路のバリアフリー化率

（資料：「歩行空間のバリアフリー化率に関する調査」（2016年度）／水戸市）

事業者	経路	延長 (m)	バリアフリー化済延長 (m)	バリアフリー化率 (%)
国 (国道(国管理))	特定経路	1,440	1,440	100
	準特定経路	240	240	100
	合計	1,680	1,680	100
県 (国道(県管理) 県道等)	特定経路	885	885	100
	準特定経路	820	510	62.2
	合計	1,705	1,395	81.8
市 (市道等)	特定経路	4,056	2,262	55.8
	準特定経路	3,447	660	19.2
	合計	7,503	2,922	39.0
JR (水戸駅 自由通路)	特定経路	100	100	100
	準特定経路			
	合計	100	100	100
全体	特定経路	6,481	4,687	72.3
	準特定経路	4,507	1,410	31.3
	合計	10,988	6,097	55.5

【旧基本構想における道路のバリアフリー化の判定】

旧基本構想では、道路移動等円滑化基準のうち、以下の5つの基準を満たす道路をバリアフリー化済と判定していました。

- ① **歩道の有効幅員**
2メートル以上（歩行者が多い場合は、3.5メートル以上）
- ② **横断勾配**
原則1パーセント以下（やむを得ない場合は、2パーセント以下）
- ③ **縦断勾配**
原則5パーセント以下（やむを得ない場合は、8パーセント以下）
- ④ **車両乗入れ部**
車両乗入れ部のうち平坦部の有効幅員2メートル以上
（やむを得ない場合は、当分の間1メートル以上）
- ⑤ **視覚障害者誘導用ブロック**
交差点部に点状ブロックを設置（単路部への線状ブロックの設置までは求めない）

凡 例

<経路上にある主な施設>

■特定旅客施設		18	水戸赤十字病院
1	水戸駅	19	水戸協同病院
■官公庁施設		■商業施設	
2	市役所	20	水戸駅ビル・エクセル
3	旧市民会館	21	丸井(MYM(マイム))
4	茨城県立県民文化センター	22	旧リヴィン
5	茨城県水戸合同庁舎	23	旧ダイエー
6	水戸地方法務合同庁舎	24	旧京成百貨店
7	水戸税務署	25	京成百貨店
8	水戸地方裁判所	■公園	
9	水戸市三の丸市民センター	26	千波公園(県民文化センター前駐車場等)
10	茨城県立図書館	■その他	
11	水戸警察署	27	茨城県立水戸第一高等学校
12	茨城県三の丸庁舎	28	茨城県立水戸第三高等学校
13	水戸北年金事務所	29	茨城大学教育学部附属小学校
14	旧みと好文カレッジ	30	水戸市立水戸第二中学校
15	水戸市立中央図書館	31	水戸市立三の丸小学校
16	水戸市立博物館	32	茨城県立水戸第二高等学校
17	水戸芸術館	33	弘道館
■病院		34	水戸中央郵便局

	特定経路	準特定経路
バリアフリー化済		
バリアフリー未了		

重点整備地区	
経路上の主な施設	

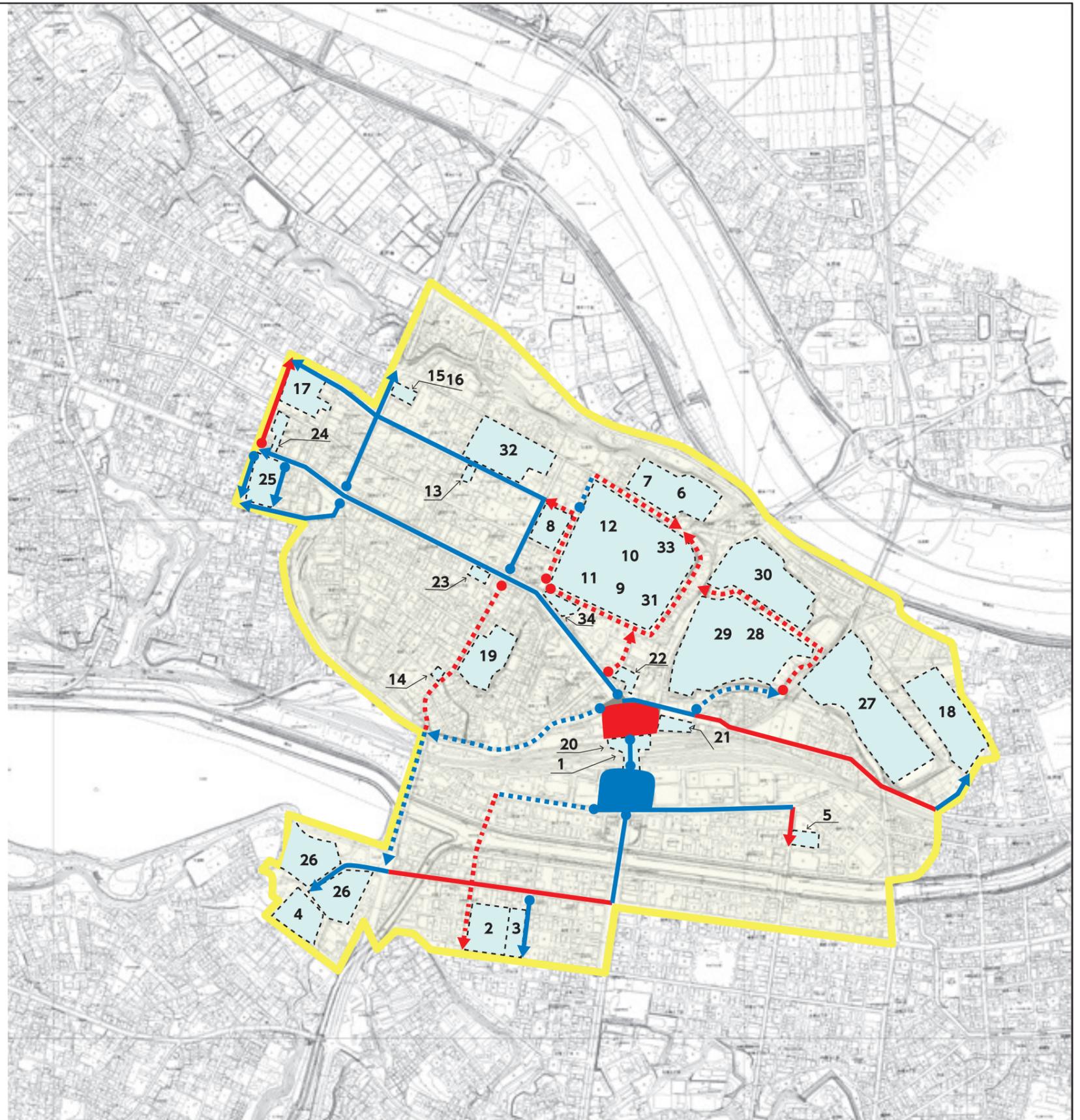
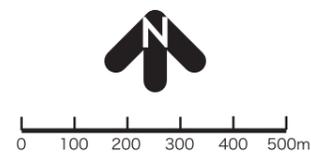


図 2-9 旧基本構想における特定経路・準特定経路の整備状況(2016年度末現在)

(3) 交通安全特定事業

交通安全特定事業では、事業実施を予定していた 33 箇所の交差点において、高齢者、障害者等に対応した信号機の設置や改良に取り組んできました。

33 箇所中 32 箇所の交差点で事業は完了しており、残り 1 箇所の交差点（日赤病院前交差点）については、周辺道路の整備状況にあわせ、事業を実施することとしています。

今後は、適正な維持管理に加え、高齢者、障害者等のニーズに対し、バリアフリー未対応箇所への整備等に取り組む必要があります。

4 バリアフリーまち歩き点検ワークショップの結果

基本構想策定に当たっての基本的な考え方や配慮する必要がある視点等について、利用者及び施設設置管理者双方の認識の共有を図るため、調査部会において、バリアフリーまち歩き点検ワークショップを実施しました。

(1) 開催概要

【開催日時】2016年10月27日（木曜日） 13:00～17:15

【参加者】参加者数 34名

○高齢者、視覚障害者、車椅子使用者、肢体障害者、その他関係団体に所属する方

○学識経験者

○関係行政機関

・国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所

・茨城県水戸土木事務所偕楽園公園課

・水戸市（保健福祉部）障害福祉課，高齢福祉課，子ども課

（建設部）建設計画課，道路管理課 （都市計画部）都市計画課，市街地整備課

表 2-5 点検コースと点検における視点

コース	主な点検場所	全コース共通の視点	各コースの視点
Aコース 京成百貨店・新市民会館方面	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線市道4号線（芸術館通り） ・市道上市 189号線（東日本銀行付近） ・市道上市 239号線（京成百貨店付近） ・国道50号（泉町一丁目バス停付近） ・市道上市 192号線（新市民会館建設予定地付近） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想においてバリアフリー化済とした経路の整備状況を評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの来街者が利用する施設（京成百貨店、新市民会館等）をつなぐ代表的な経路を点検する。 ・バス停から各施設への経路について、バリアフリー化の現状を確認し、課題を見つける。 ・京成百貨店と新市民会館建設予定地の周辺状況を比較することで、再開発事業の成果を確認する。
Bコース 水戸駅北口・三の丸方面	<ul style="list-style-type: none"> ・弘道館公園園路 ・国道118号（水戸警察署付近） ・国道50号（银杏坂付近） ・水戸駅北口ペDESTリアンデッキ 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想においてバリアフリー化未了となっている経路の現状を確認し、課題を見つける。 ・旧基本構想においてバリアフリー化済とした経路とバリアフリー化未了となっている経路を比較し、課題を見つける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの観光客が利用する施設（弘道館公園、水戸駅等）をつなぐ代表的な経路を点検する。 ・バリアフリー新法で新たに対象になった都市公園（弘道館公園）周辺のバリアフリー化の現状を把握し、課題を見つける。
Cコース 水戸駅南口・水戸市役所方面	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸駅南口バス乗り場 ・水戸駅南口ペDESTリアンデッキ ・幹線市道39号線（駅南中央通り） ・幹線市道2号線（駅南通り） ・市道駅南45号線（水戸市役所付近） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想においてバリアフリー化済とした経路とバリアフリー化未了となっている経路を比較し、課題を見つける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が利用する施設（市役所、水戸駅等）をつなぐ代表的な経路を点検する。 ・水戸駅周辺の交通施設（バス乗り場、ペDESTリアンデッキ）のバリアフリー化の現状を確認し、課題を見つける。

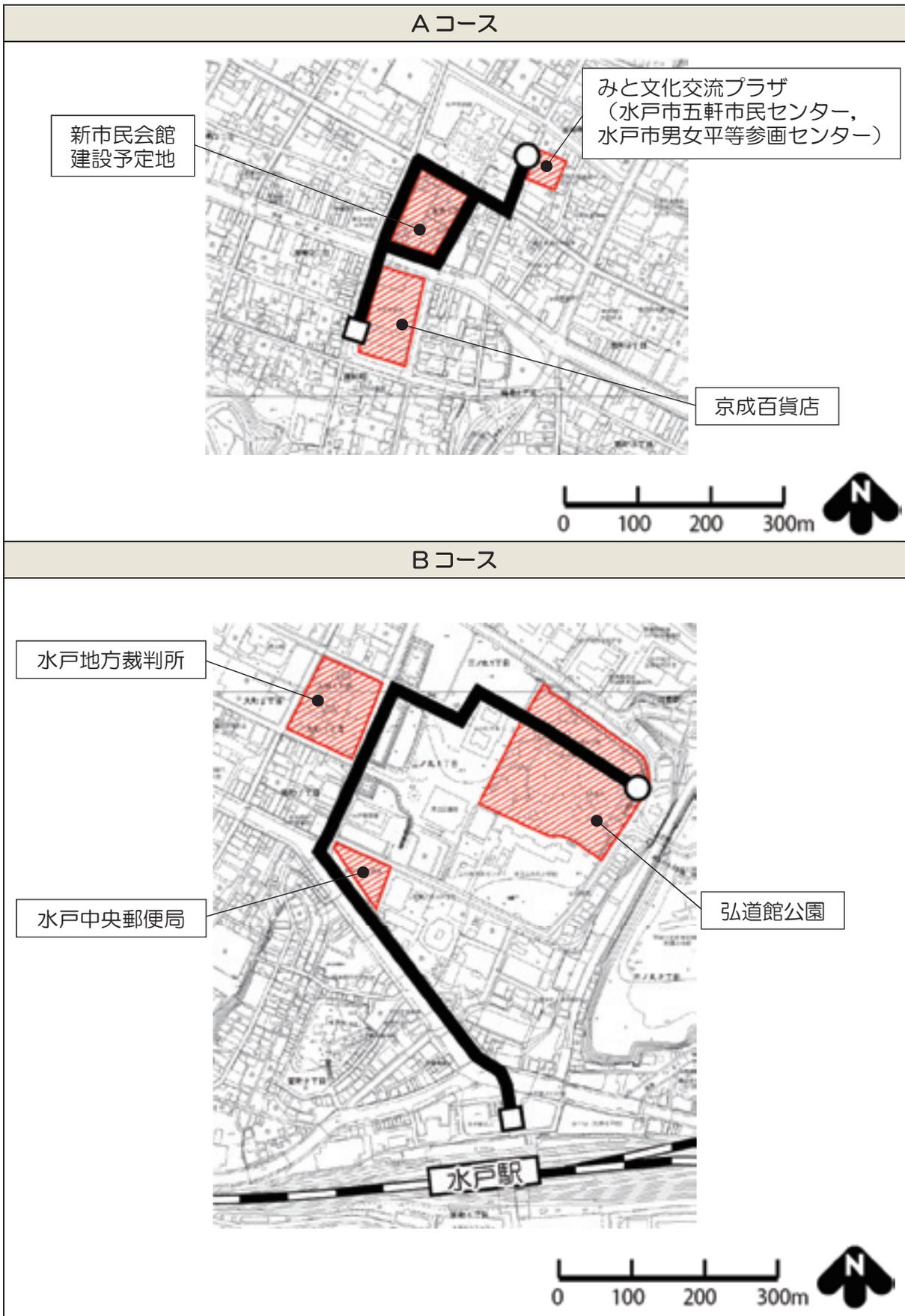


図 2-10 まち歩き点検ルート [1/2]

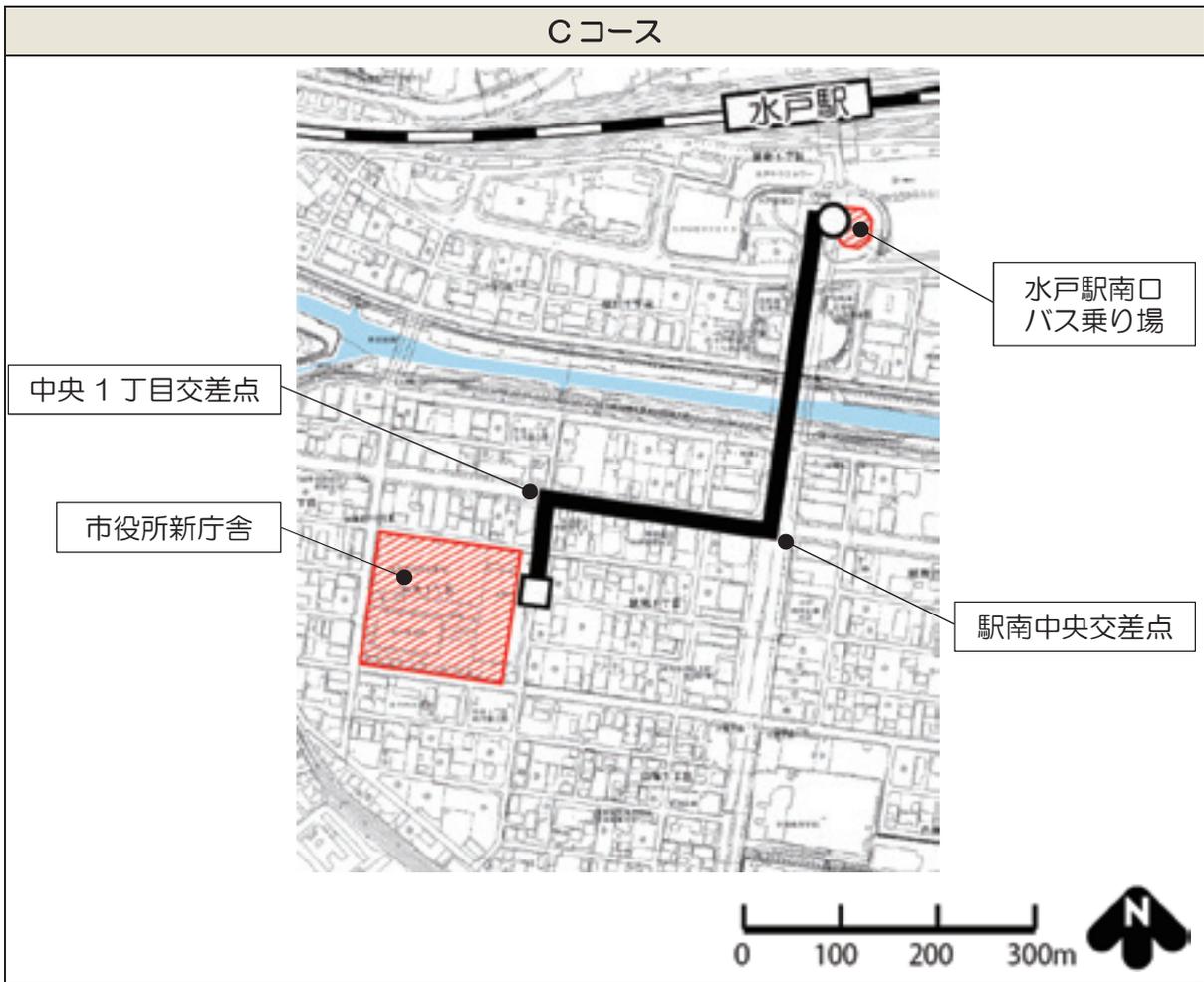


図 2-11 まち歩き点検ルート [2/2]

(2) 開催結果

まち歩き点検後のワークショップでは、コースごとに課題を整理するとともに、その解消に向けた考え方や配慮する必要がある視点等について、意見交換を行いました。

参加者からは、主に以下のような指摘事項がありました。

項目	主な指摘事項
ハード	<ul style="list-style-type: none"> 既にバリアフリー化に係る事業が完了している区間でも、舗装面や視覚障害者誘導用ブロックの劣化など、補修や改善が必要な箇所がある。 案内板が見やすい角度になっていないなど、整備水準の向上が必要な箇所がある。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>【舗装面の劣化】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【視覚障害者誘導用ブロックのはがれ】</p>  </div> </div>
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等用駐車場や多機能トイレ、エレベーターなど、個々の施設がバリアフリー化されていても、利用者のマナーが悪く、必要な方が必要な時に利用できる環境になっていない。 バリアフリー化の必要性や高齢者、障害者等に対する理解が不足している。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>【障害者等用駐車場の一般車利用】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【自転車の駐輪マナー】</p>  </div> </div>

※画像を一部加工しています。

5 バリアフリー化の現状と課題

前ページまでの分析を踏まえ、本市の現状と課題を整理し、本市において取り組む施策の方向性を次のとおり導き出しました。

分析項目	現状		課題	施策の方向性
将来人口推計及び障害者数の推移	高齢化率の増加が見込まれている。	⇒	高齢者が生活しやすい環境整備	高齢者や障害者が生活しやすいまちづくり 【目指す姿へ】
	障害者数が増加している。	⇒	障害者が生活しやすい環境整備	
障害者等に対するニーズ調査（アンケート調査）	身体障害者と精神障害者は一人で外出する機会が多い。	⇒	一人でも外出しやすい環境整備	移動空間及び外出先の施設内外のバリアフリー化の推進 【基本方針1へ】
	身体障害者は、病気のことが心配だったり、介助者がいないために外出しない傾向にある。	⇒	安心して外出できる環境整備	
	身体障害者は、通勤・通学や外出時に公共交通の利用や目的地付近の駐車場利用に不便を感じている。	⇒	公共交通や自家用車を利用して、外出しやすい環境整備	
	知的障害者と精神障害者は、公共交通の利用や歩道を歩く際に不便を感じている。	⇒	歩きやすく、公共交通を利用しやすい環境整備	
	障害者が地域や社会に積極的に参加するためには、参加しやすい機会、場所、仲間や障害者に対する理解が重要である。	⇒	障害者への理解促進及び障害者の社会参加を促進する機会の創出	
まち歩き点検ワークショップ	エレベーターや駐車場など、施設自体がバリアフリー化されていても、利用者のマナーが悪いために、本当に必要な人が利用できないことが多々ある。	⇒	高齢者や障害者等への理解促進及び施設利用者のマナー向上	バリアフリー化の必要性や高齢者、障害者等への理解促進 【基本方針3へ】
	既にバリアフリー化に係る事業が完了している施設や道路でも、補修や改修が必要な箇所が多数ある。	⇒	実施事業の検証及び整備水準の向上	
旧基本構想の成果と課題	旧基本構想に位置付けた施策で、事業が未了となっているものがある。	⇒	未実施事業の検証及び他の事業手法による事業の検討	事業の検証結果に基づくバリアフリー化の推進 【基本方針2へ】

第3章 水戸市におけるバリアフリー化の考え方

1 目指す姿と基本方針

(1) 目指す姿

旧基本構想の目標である「出かけたいたい気持ちをはぐくむまちづくり」を踏襲するとともに、前章で整理した本市の現状や課題等を踏まえ、更なるバリアフリー化の推進に取り組むことで、本市で生活することに幸せを感じられるよう、基本構想における目指す姿を次のとおり定めるものとします。

【目指す姿】

出かけたいたい気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくり

(2) 基本方針

目指す姿を実現するために、次の三つの基本方針を掲げ、施策の検討を進めます。

【基本方針1】 連続的なバリアフリー化

誰もが安全かつ快適に移動し、施設を利用することができるよう、施設設置管理者間で連携しながら、道路や公共交通機関等の移動空間及び外出先の施設内外の連続的なバリアフリー化に取り組みます。

【基本方針2】 持続的なバリアフリー化

バリアフリー化の事業を実施しても、老朽化等により、人々の移動や利用に支障が出てくる場合があります。そのため、実施した事業や施策について、高齢者、障害者等による検証を行い、その結果に基づき、更なるバリアフリー化を図ることで、ハード・ソフト両面の事業効果が持続するよう取り組みます。

【基本方針3】 心のバリアフリーの推進

施設や道路等のハード面の整備だけでなく、移動や施設の利用に困っている人やバリアフリー化の必要性への理解を深めることで、まちのバリアフリー化は進みます。外出先で困っている人に出会ったときに、自ら進んで手を差し伸べるなど、地域社会全体が相互に協力し合うことができるよう、心のバリアフリーに取り組みます。

2 目標指標の設定

バリアフリー化の進捗等について、基本方針ごとに目標指標を設定し、評価を行います。
なお、目標指標については、今後の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

(1) 【基本方針1】 連続的なバリアフリー化の目標指標

歩行者と公共交通利用者の移動空間の連続的なバリアフリー化を図るため、道路特定事業（55 ページ「イ」を参照）に位置付ける事業の進捗率とノンステップバスの導入率の向上に取り組みます。

基本方針	目標指標
連続的なバリアフリー化	道路特定事業に位置付ける事業の進捗率
	ノンステップバスの導入率

ア 道路特定事業に位置付ける事業の進捗率

現況 2017 年度	目標値 2028 年度
—	100 %

① 指標の算定方法

道路特定事業に位置付ける今後の事業の進捗を、事業の実施項目数により算定します。

$$(\text{事業実施済の項目数}) \div (\text{特定事業に位置付ける事業の項目数})$$

② 目標値の設定根拠

道路特定事業に位置付ける事業の着実な進捗を図ることにより、バリアフリー化された道路のネットワークを構築します。

イ ノンステップバスの導入率

現況 2016 年度	目標値 2028 年度
43.5 %	70.0 %以上

① 目標指標の算定方法

市内バス事業者に対する乗合バス事業に関する調査（市内の営業所に所属する路線バスを対象に毎年度実施）から算定します。

$$(\text{ノンステップバス車両数}) \div (\text{乗合バス総車両数})$$

② 目標値の設定根拠

国の基本方針及び県公共交通活性化指針で目標に掲げている導入率を目標に、ノンステップバスの導入促進を図ります。

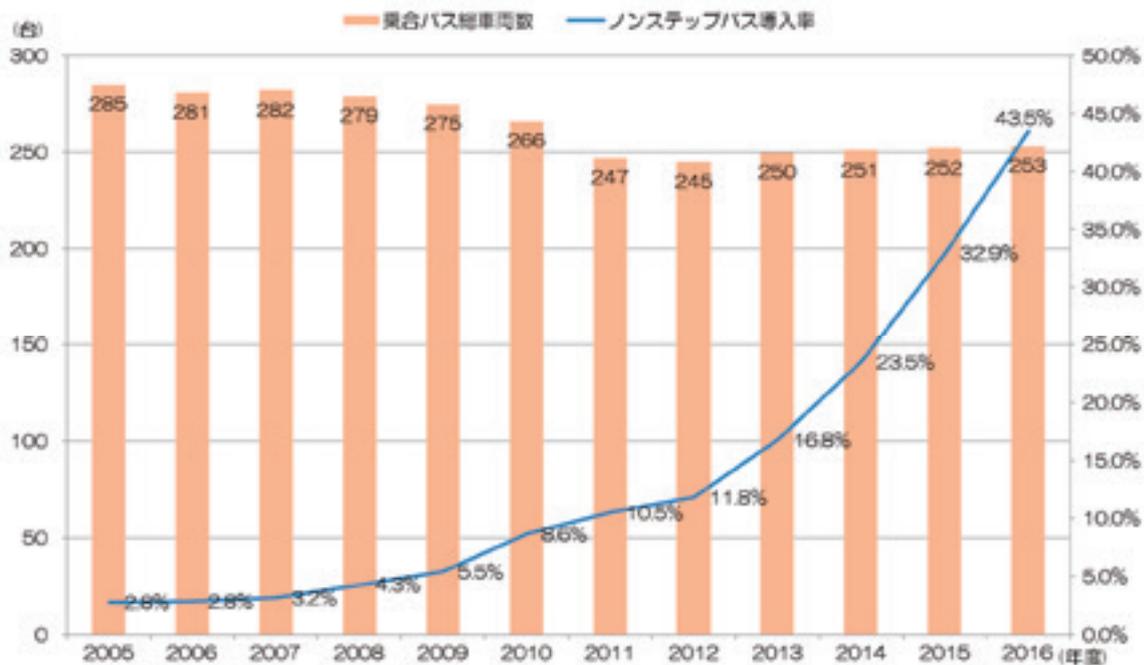


図 3-1 本市における乗合バス総車両数とノンステップバス導入率（再掲）

（資料：「乗合バス事業に関する調査」（2017 年度）／水戸市）

(2) 【基本方針 2】 持続的なバリアフリー化の目標指標

バリアフリー化を実施した道路や施設等についても、利用者の視点に基づき、更なるバリアフリー化や老朽化への対応など、持続的にバリアフリー化に取り組むことで、外出時に「特に問題はない」と感じる障害者の増加を図ります。

基本方針	目標指標
持続的なバリアフリー化	通勤・通学や外出時に「特に不便に感じることや困ることはない」身体障害者の割合

ア 通勤・通学や外出時に「特に不便に感じることや困ることはない」身体障害者の割合

現況 2013 年度	目標値 2022 年度
28.0 %	50.0 %以上

① 目標指標の算定方法

「水戸市障害者福祉計画」改定のための調査（計画改定時に実施、次回は 2022 年度実施予定）における、「通勤・通学や外出のとき、交通機関や道路、建物など不便に感じたり困ったりすることは何ですか（複数回答可）」という設問について、「特に不便に感じることや困ることはない」と回答した割合が、他の障害に比べ最も低い、身体障害者の回答率を用います。

② 目標値の設定根拠

障害者等の視点を取り入れながら、基本構想に位置付ける施策に持続的に取り組むことで、外出時に直面している問題の解消に努め、身体障害者の半数以上が、外出時に不便に感じたり困ったりすることのない環境を目指します。

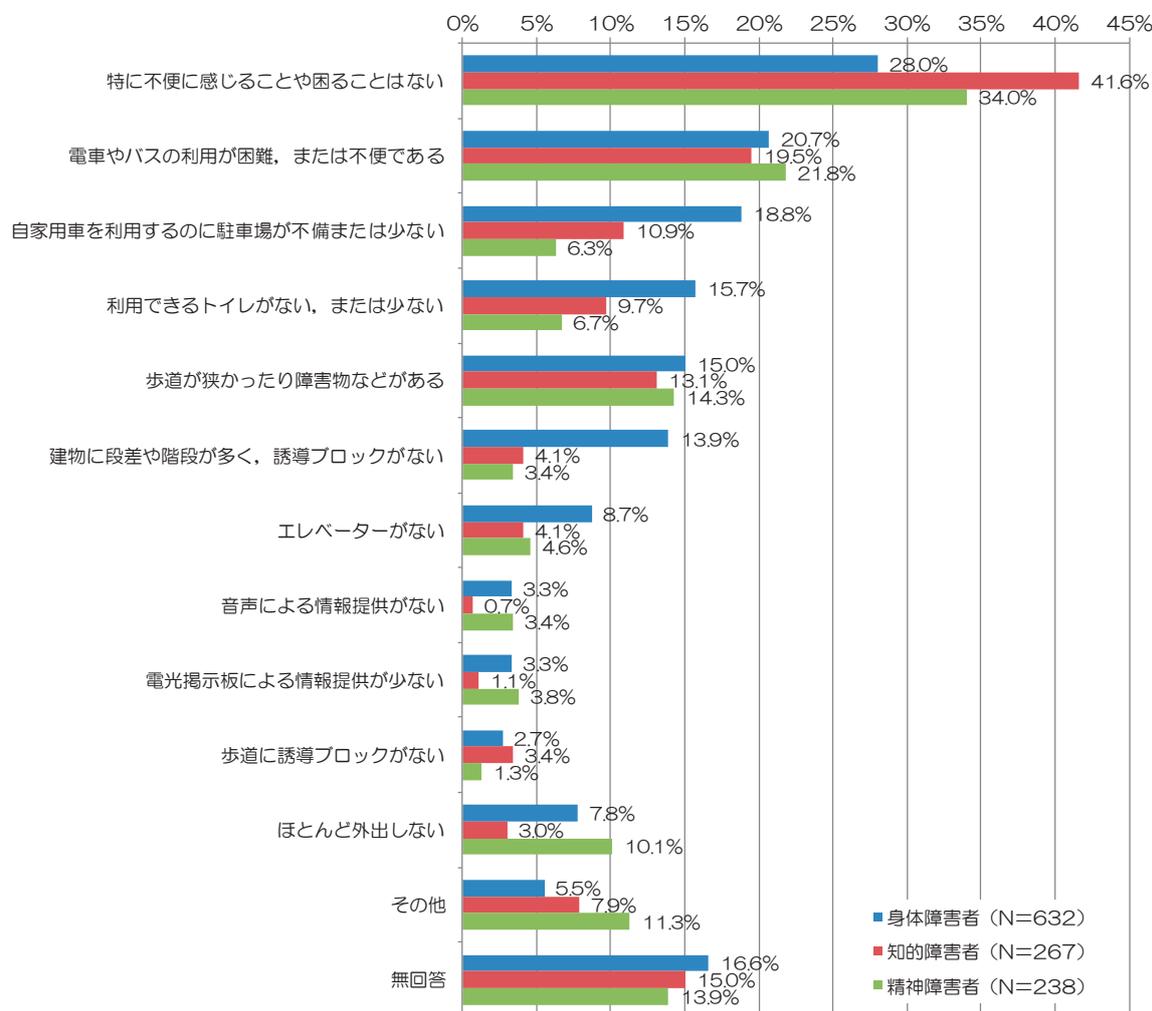


図 3-2 通勤・通学や外出時に困っていること（再掲）

（資料：「水戸市障害者福祉計画改定のための調査結果報告書」（2013年度）／水戸市）

(3) 【基本方針3】心のバリアフリーの推進の目標指標

移動等に困っている人やバリアフリー化の必要性への理解を深めるためのソフト施策の充実を図り、心のバリアフリーを推進することで、障害者が直面する問題への市民の関心を高めます。

基本方針	目標指標
心のバリアフリーの推進	障害者の問題に「関心がある」市民の割合

ア 障害者の問題に「関心がある」市民の割合

現況 2013年度	目標値 2022年度
70.1 %	90.0 %以上

① 目標指標の算定方法

「水戸市障害者福祉計画」改定のための調査（計画改定時に実施、次回は2022年度実施予定）における、「あなたは、障害のある方の問題について、関心を持っていますか（単回答）」という設問について、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計値を用います。

② 目標値の設定根拠

障害者の問題に「関心がある」と回答した市民の割合は、減少傾向にあります。そのため、市が中心となり、関係機関と連携しながらPRや啓発イベント等の充実に取り組むことで、「関心がある」と回答する市民の割合を1997年度の水準を上回る90パーセント以上に設定します。

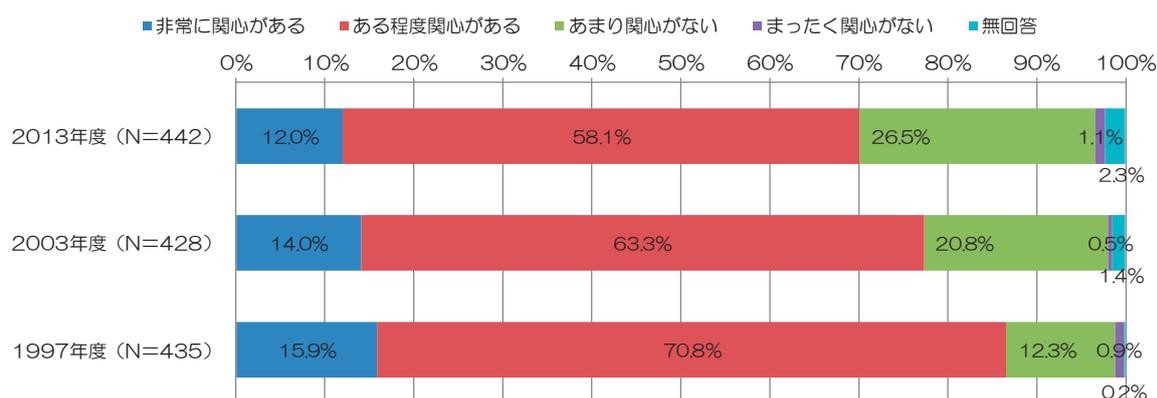


図 3-3 障害者の問題についての関心

（資料：「水戸市障害者福祉計画改定のための調査結果報告書」（2013年度）／水戸市）

3 バリアフリー化の進め方

(1) 全市的な取組

市が主体となり、ハード・ソフト両面からバリアフリー化に取り組みます。

道路や建築物等の公共施設の新設や改築時に、市が率先してバリアフリー化に取り組むとともに、民間事業者にもバリアフリー化を促すなど、市全域において、バリアフリー環境の整備を推進します。

これらの取組とあわせ、心のバリアフリーの推進に重点的に取り組み、ユニバーサル社会の実現に向け、市民意識の醸成を図ります。

なお、実施した施策については、より高い効果を得るために、検証を行いながら改善するなど、持続的なバリアフリー化に取り組みます。

(2) 重点整備地区における取組

移動等円滑化基準への適合義務規定に基づき、広範な市域で個々にバリアフリー化を推進するだけでなく、ハード施策の効果を高めるため、バリアフリー法に基づく重点整備地区を設定し、移動空間や施設内外の連続的なバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

整備済みの箇所においても、更なるバリアフリー化の必要性の検証を行うなど、持続的なバリアフリー化に取り組むことで、整備水準の向上を図り、本市のバリアフリー化をリードする地区とします。

重点整備地区は、交通の要衝であり、公共施設や大型商業施設等の都市機能が集積している水戸駅を中心とする地区に設定することとします。

【目指す姿】 出かけたいたい気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくり

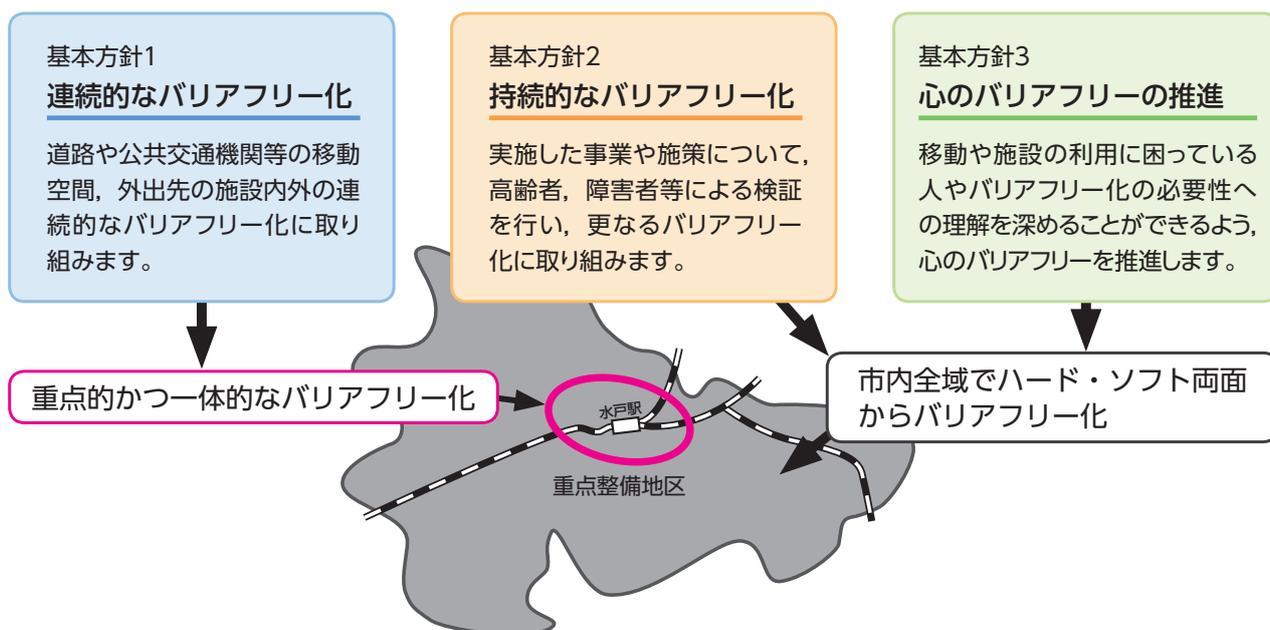


図 3-4 バリアフリー化の進め方のイメージ

第4章 重点整備地区の設定

1 基本的な考え方

(1) 重点整備地区の要件

バリアフリー法第2条第1項第21号には、次の三つの要件を満たす地区を重点整備地区として設定できると定められています。

- ① 生活関連施設が所在し、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ② バリアフリー化が特に必要であると認められる地区
- ③ バリアフリー化を重点的かつ一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

なお、国の基本方針では、徒歩圏の考え方の目安として、重点整備地区の面積をおおむね400ヘクタール未満としています。

(2) 本市における考え方

本市では、重点整備地区の考え方を次のとおり整理し、水戸駅周辺地区において、新たな重点整備地区の設定を行います。

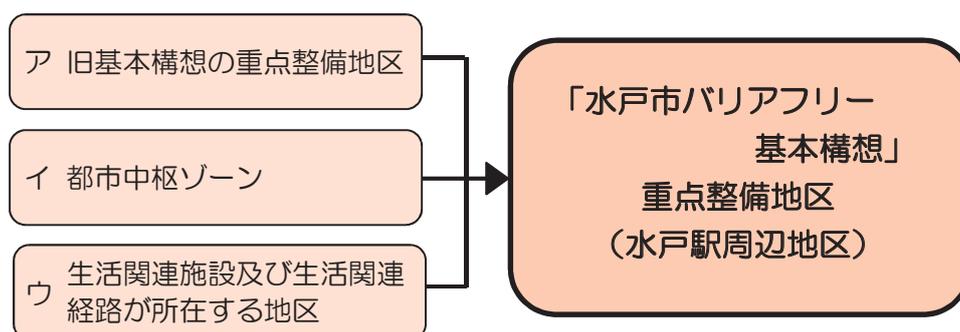


図 4-1 重点整備地区設定のイメージ

ア 旧基本構想の重点整備地区（要件②）

旧基本構想では、水戸駅を中心におおむね半径1キロメートルの範囲を重点整備地区に定め、バリアフリー化を進めてきたものの、進捗が十分でない事業もあることから、今後も継続的に事業に取り組む必要があります。（区域は、21ページ「図2-9」を参照）

イ 都市中枢ゾーン（要件③）

「水戸市中心市街地活性化基本計画」において、都市中枢ゾーンに定められている地区には、行政、福祉、医療、文化、商業等の都市機能が特に集積しています。これらの都市機能の更なる充実を図るため、バリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく必要があります。（区域は、36ページ「図4-2」を参照）

2 生活関連施設の選定

(1) 法律等の規定

バリアフリー法第2条第1項第21号イには、生活関連施設について、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と規定されています。

また、国の基本方針には、生活関連施設に該当する施設について「相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である」と定められています。

(2) 本市における考え方

旧基本構想の重点整備地区と「水戸市中心市街地活性化基本計画」の都市中枢ゾーンに立地する施設の中から、「表4-1」に示す選定の考え方に基づき、生活関連施設の対象となる施設区分を設定しました。その上で、施設区分ごとの選定基準に該当する施設を抽出して、生活関連施設に選定しました。(38、39ページ「表4-2」を参照)

なお、生活関連施設は、ネットワークの起終点となるため、既にバリアフリー化されている施設や当面はバリアフリー化の事業が予定されていない施設についても選定しています。

表 4-1 生活関連施設選定に係る基本的な考え方及び選定基準

選定の考え方	施設区分	選定基準
バリアフリー化をリードする施設	行政施設等	窓口業務等を行っている行政施設等
不特定多数の方の利用が見込まれる施設	旅客施設	特定旅客施設及びその関連施設
	文化施設	対象区域に立地する全ての文化施設
	商業施設	建築物移動等円滑化基準の適合義務がある延べ面積 2,000 平方メートル以上の商業施設
	宿泊施設	建築物移動等円滑化基準の適合義務がある延べ面積 2,000 平方メートル以上で、大規模なイベント等の開催が可能な 250 平方メートル以上の会場を有する宿泊施設
高齢者、障害者等の利用が特に見込まれる施設	福祉施設	建築物移動等円滑化基準の適合義務がある延べ面積 2,000 平方メートル以上の福祉施設
	医療施設	建築物移動等円滑化基準の適合義務がある延べ面積 2,000 平方メートル以上の医療施設
バリアフリー法で新たにバリアフリー化の対象となった施設	都市公園	特定公園施設を有する主要な都市公園
	路外駐車場	駐車台数 200 台以上で、他の生活関連施設と提携している路外駐車場
上記以外の施設で、避難所として活用する施設	学校施設	災害発生時等に水戸駅の帰宅困難者の避難所として活用する施設

表 4-2 生活関連施設

施設区分	施設名		選定基準
旅客施設	1	水戸駅	特定旅客施設及びその関連施設
	2	水戸駅バスターミナル（北口・南口）	
	3	水戸駅タクシー乗り場（北口・南口）	
都市公園	4	弘道館公園	特定公園施設を有する主要な都市公園
	5	駅南平和公園	
路外駐車場			<p>駐車台数 200 台以上で、他の生活関連施設と提携している路外駐車場</p> <p>【提携先の主な生活関連施設】</p> <p>茨城県立県民文化センター</p> <p>MYM（マイム）</p> <p>水戸駅ビル・エクセルみなみ</p> <p>水戸駅ビル・エクセルみなみ</p> <p>水戸京成ホテル</p> <p>MYM（マイム）</p> <p>水戸芸術館</p> <p>京成百貨店</p> <p>京成百貨店</p> <p>新市民会館</p>
	6	千波公園・県民文化センター前駐車場	
	7	パラカ水戸駅前第1 駐車場	
	8	水戸駅南パーキング	
	9	NPC24H水戸駅南口パーキング	
	10	水戸三の丸パーキング	
	11	アップルパーク水戸駅前	
	12	水戸市五軒町地下駐車場	
	13	水戸京成パーキングプラザ	
	14	泉町駐車場	
	15	（仮称）水戸芸術館東地区駐車場	
行政施設等	16	水戸市三の丸市民センター	窓口業務等を行っている行政施設等
	17	みと文化交流プラザ（水戸市五軒市民センター、水戸市男女平等参画センター）	
	18	水戸市大町子育て支援・多世代交流センター（わんぱく・みと）	
	19	茨城県三の丸庁舎	
	20	茨城県水戸合同庁舎	
	21	水戸地方裁判所	
	22	水戸北年金事務所	
	23	水戸法務総合庁舎	
	24	水戸税務署	
	25	水戸警察署	
	26	水戸中央郵便局	
	27	いばらき就職・生活総合支援センター	
	28	市役所新庁舎	

施設区分	施設名		選定基準
文化施設	29	新市民会館	対象区域に立地する全ての文化施設
	30	水戸芸術館	
	31	水戸市立博物館・水戸市立中央図書館	
	32	茨城県近代美術館	
	33	茨城県立図書館	
	34	茨城県立県民文化センター	
	35	常陽藝文センター	
	36	駿優教育会館	
福祉施設	37	ツクイ・サンフォレスト水戸	建築物移動等円滑化基準の適合義務がある延べ面積 2,000平方メートル以上の福祉施設
	38	タウンいずみ	
医療施設	39	水戸赤十字病院	建築物移動等円滑化基準の適合義務がある延べ面積 2,000平方メートル以上の医療施設
	40	水戸協同病院	
	41	城南病院	
商業施設	42	京成百貨店	建築物移動等円滑化基準の適合義務がある延べ面積 2,000平方メートル以上の商業施設
	43	MYM（マイム）	
	44	水戸駅ビル・エクセル	
	45	水戸駅ビル・エクセルみなみ	
	46	水戸サウスタワー	
	47	COMBOX310	
宿泊施設	48	ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸	建築物移動等円滑化基準の適合義務がある延べ面積 2,000平方メートル以上で、大規模なイベント等の開催が可能な250平方メートル以上の会場を有する宿泊施設
	49	水戸京成ホテル	
	50	三の丸ホテル	
	51	ホテルレイクビュー水戸	
	52	ホテル テラス ザ ガーデン 水戸	
学校施設	53	水戸市立三の丸小学校	災害発生時等に水戸駅の帰宅困難者の避難所として活用する施設
	54	水戸市立第二中学校	

3 生活関連経路の選定

(1) 法律の規定

バリアフリー法第2条第1項第21号口には、生活関連経路について、「生活関連施設相互の経路」と規定されています。

生活関連経路は、生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場、通路等により構成されます。

(2) 本市における考え方

生活関連施設の立地状況等を踏まえ、生活関連施設へのアクセスの利便性や中心市街地の回遊性向上に資する路線を生活関連経路に選定しました。（「表4-3」を参照）

また、旧基本構想において特定経路・準特定経路として位置付けた路線について、今後も継続的にバリアフリー化に取り組む必要があることから、生活関連経路に選定しました。

生活関連経路に位置付けた道路については、高齢者、障害者等だけでなく、誰もが安心して通行できる歩行空間を創出することが求められます。

表 4-3 生活関連経路

番号	路線名	延長 (m)	路線付近の主な生活関連施設
1	国道 50 号	1,870	水戸駅, 水戸中央郵便局, 新市民会館, 京成百貨店, 泉町駐車場
2	国道 51 号	540	水戸駅, 三の丸ホテル
3	国道 118 号	1,060	常陽藝文センター, 水戸警察署, 水戸市立博物館・水戸市立中央図書館, 水戸北年金事務所
4	国道 349 号	460	京成百貨店
5	主要地方道水戸神栖線	1,290	水戸駅
6	県道市毛水戸線	580	駿優教育会館, アップルパーク水戸駅前
7	県道上水戸停車場千波公園線	120	ホテル・ザ・ウエストヒルズ水戸
8	幹線市道 1 号線	790	パラカ水戸駅前第 1 駐車場
9	幹線市道 2 号線	1,140	ツクイ・サンフォレスト水戸
10	幹線市道 3 号線	940	水戸協同病院
11	幹線市道 4 号線	1,590	新市民会館
12	幹線市道 39 号線 (水戸駅南口駅前広場, ペDESTロリアンデッキを含む)	550	水戸駅, 水戸サウスタワー
13	市道上市 6 号線	1,000	水戸市三の丸市民センター, 水戸市立三の丸小学校, 水戸法務総合庁舎, 水戸税務署, 茨城県立図書館
14	市道上市 7 号線	150	京成百貨店
15	市道上市 187 号線	310	水戸市五軒町地下駐車場, 水戸芸術館
16	市道上市 188 号線	170	タウンいずみ

番号	路線名	延長 (m)	路線付近の主な生活関連施設
17	市道上市 189 号線	280	水戸京成パーキングプラザ, 水戸芸術館
18	市道上市 192 号線	120	新市民会館
19	市道上市 196 号線	130	みと文化交流プラザ (水戸市五軒市民センター, 水戸市男女平等参画センター), (仮称) 水戸芸術館東地区駐車場
20	市道上市 198 号線	240	水戸市大町子育て支援・多世代交流センター (わんぱーく・みと)
21	市道上市 201 号線	130	茨城県三の丸庁舎
22	市道上市 202 号線	250	水戸地方裁判所
23	市道上市 204 号線	190	いばらき就職・生活総合支援センター
24	市道上市 238 号線	350	京成百貨店
25	市道上市 239 号線	160	京成百貨店
26	市道上市 247 号線	180	パラカ水戸駅前第1 駐車場
27	市道上市 254 号線	110	水戸協同病院
28	市道上市 259 号線	350	水戸協同病院
29	市道上市 266 号線	190	水戸三の丸パーキング, 水戸京成ホテル
30	市道上市 352 号線	50	弘道館公園, 水戸市立第二中学校
31	市道上市 353 号線 (大手門区間を含む)	580	水戸市立第二中学校
32	市道駅南 1 号線	870	水戸駅, ホテル テラス ザ ガーデン 水戸, COMBOX310
33	市道駅南 4 号線	1,620	市役所新庁舎, 駅南平和公園, 城南病院
34	市道駅南 13 号線	100	ホテルレイクビュー水戸
35	市道駅南 20 号線	110	茨城県水戸合同庁舎
36	市道駅南 45 号線	200	市役所新庁舎
37	市道駅南 59 号線	200	駅南平和公園, 城南病院
38	市道駅南 196 号線	390	NPC24H水戸駅南パーキング, 水戸駅南パーキング
39	市道城東 48 号線	250	水戸赤十字病院
40	都市計画道路 3・3・175 号線	780	ホテルレイクビュー水戸
41	千波公園園路	270	茨城県近代美術館, 千波公園・県民文化センター前駐車場, 茨城県立県民文化センター
42	水戸駅北口駅前広場, ペDESTリアンデッキ	100	MYM (マイム), 水戸駅ビル・エクセル
43	水戸駅自由通路	150	水戸駅, 水戸駅ビル・エクセルみなみ
延長合計		20,910	

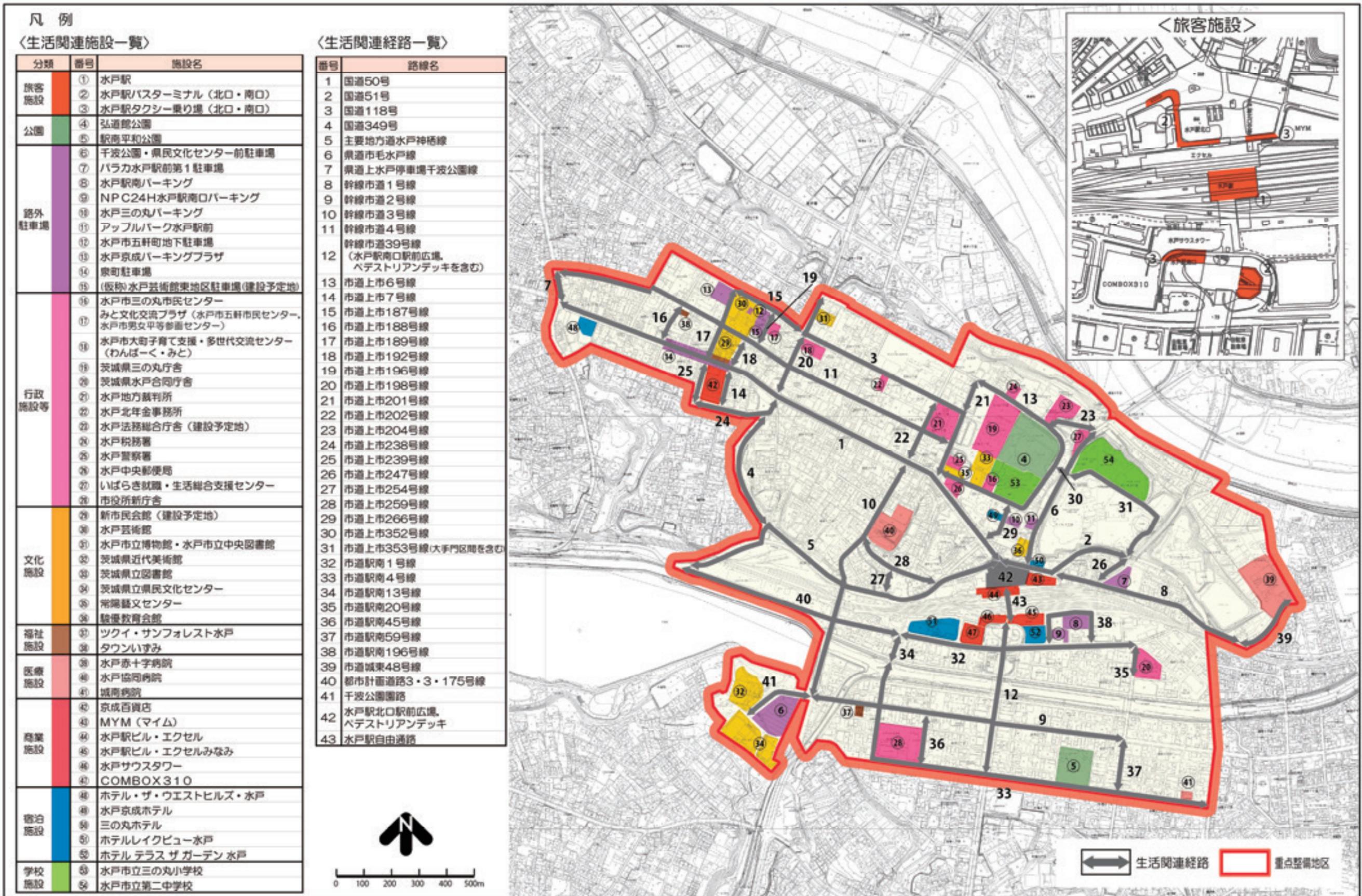
※ 延長は、概数を記載しています。

表 4-4 生活関連経路の延長（管理者別）

管理者	延長（m）	備考
国	2,410	
県	3,780	道路以外（千波公園園路）の延長 270mを含む。
市	14,570	道路以外（水戸駅北口駅前広場，ペDESTリアンデッキ）の延長 100mを含む。
JR	150	道路以外（水戸駅自由通路）の延長 150m。
合計	20,910	

4 重点整備地区の区域

旧基本構想の重点整備地区、「水戸市中心市街地活性化基本計画」の都市中枢ゾーン、生活関連施設及び生活関連経路が所在する地区を踏まえ、道路等の地形地物で区切り、重点整備地区（面積約 290 ヘクタール）を設定しました。（43 ページ「図 4-3」を参照）



第5章 バリアフリー施策

1 施策の構成

バリアフリー施策は、ハード施策(46ページ(1)を参照)とソフト施策(50ページ(2)を参照)からなります。

そして、ハード施策は、特定事業(ハード)、その他の事業の二つで構成し、ソフト施策は、特定事業(ソフト)、特定事業(ハード)と連携する事業、その他の事業と連携する事業、市民の理解を深めるための事業の四つで構成します。

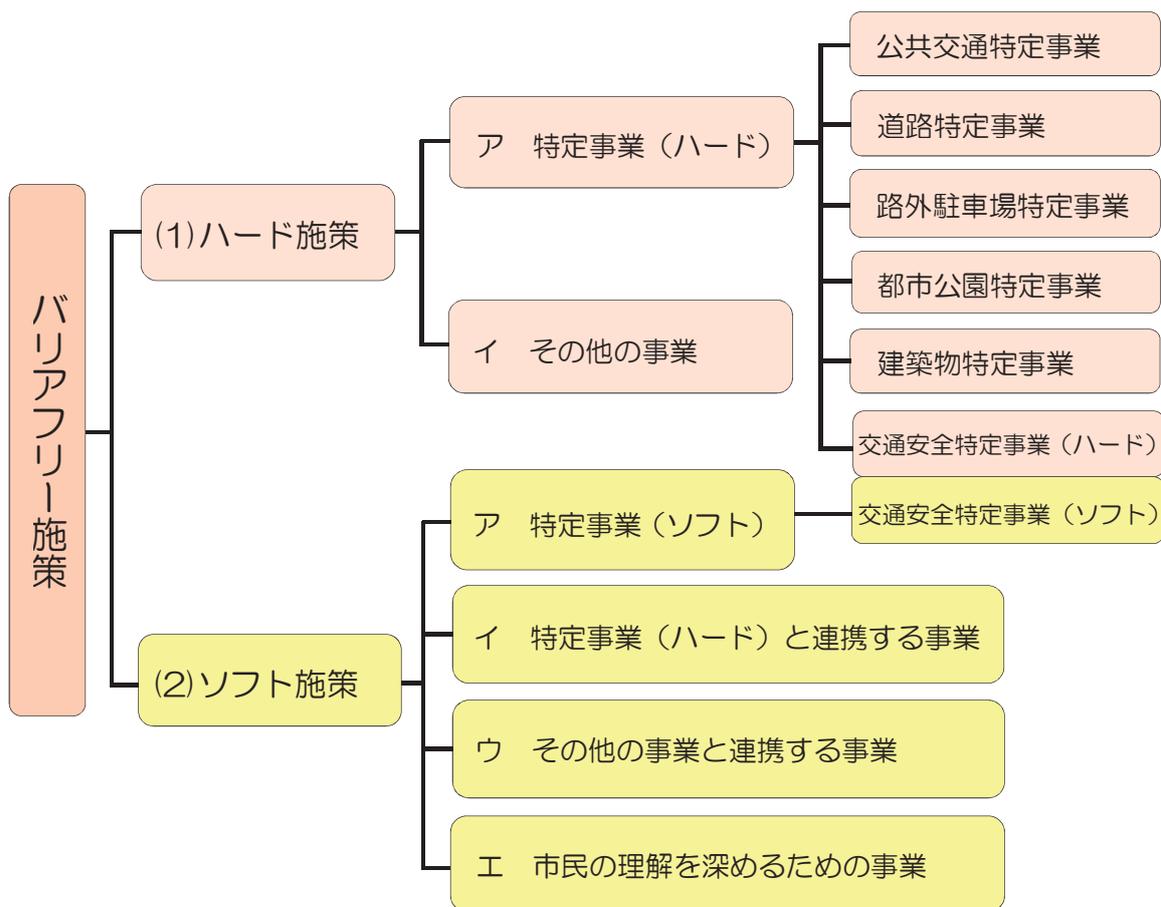


図 5-1 バリアフリー施策の体系図

(1) ハード施策

ハード施策は、道路や施設等（以下「施設等」という。）について、誰もが安心して快適に利用できるように整備し、あるいは改善することで、物理的なバリアを除去するものです。

まずは、重点整備地区内におけるネットワークの形成を目指し、生活関連経路及び生活関連施設の整備改善を行うことを基本とし、生活関連経路以外の道路や重点整備地区の外にある施設等についても、可能な限り、バリアフリー化に取り組みます。

ア 特定事業（ハード）

重点整備地区内において、公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等（以下「施設設置管理者」という。）が、それぞれの施設等の構造等について定められた移動等円滑化基準に適合させ、バリアフリー化を図るために実施する事業、及び、公安委員会が実施する、歩行者の安全な横断に資する信号機や道路標識、道路標示を設置する事業です。

① 特定事業の種類

バリアフリー法第2条第22号には、特定事業について、「公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう」と定義されています。

② 移動等円滑化基準

施設等の利用者にとっての安全で便利な施設等のあり方は、一様ではありません。

例えば、歩道と車道との段差は、足の不自由な方にとっては、通行の妨げになる可能性があります。目が不自由な方にとっては、歩道と車道の境界を確認するために重要な役割を果たします。

このように、施設等の利用者はそれぞれの立場において様々な事情を抱えていることを踏まえた上で、施設等がどうあるべきかを示す統一的な基準として定められているのが、移動等円滑化基準です。（47ページ「表5-1」を参照）

表 5-1 移動等円滑化基準

名 称	根拠規定	
公共交通移動等円滑化基準	主務省令で定めるもの（バリアフリー法第8条第1項）	
	主務省令	「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号）
道路移動等円滑化基準	主務省令と各地方公共団体の条例で定めるもの（バリアフリー法第10条第1項）	
	主務省令	「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第116号）
	県の条例	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」（平成24年茨城県条例第81号）
	市の条例	「水戸市道路の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例」（平成25年水戸市条例第6号）
路外駐車場移動等円滑化基準	主務省令で定めるもの（バリアフリー法第11条第1項）	
	主務省令	「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第112号）
都市公園移動等円滑化基準	主務省令と各地方公共団体の条例で定めるもの（バリアフリー法第13条第1項）	
	主務省令	「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第115号）
	県の条例	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」（平成24年茨城県条例第82号）
	市の条例	「水戸市特定公園施設の設置に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例」（平成25年水戸市条例第8号）
建築物移動等円滑化基準	政令で定めるもの（バリアフリー法第14条第1項）	
	政令	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）

③ 移動等円滑化基準への適合義務

バリアフリー法第6条には、施設設置管理者の責務として、「移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められています。

そして、同法第3章において、移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置として、移動等円滑化基準に適合すべきことが定められています。

表 5-2 移動等円滑化基準への適合義務

施設等の種類	適合すべき基準	区 分	適合義務(※)	根拠規定(バリアフリー法)
旅客施設	公共交通移動等円滑化基準	・新設するもの	◎	第8条第1項
		・大規模な改良を行うもの		
		・上記以外のもの	○	第8条第3項
車両等		・新たに供用するもの	◎	第8条第1項
		・既に供用しているもの	○	第8条第3項
道 路	道路移動等円滑化基準	・新設する特定道路	◎	第10条第1項
		・改築する特定道路		
		・上記以外の道路	○	第10条第4項
特定路外駐車場	路外駐車場移動等円滑化基準	・新設するもの	◎	第11条第1項
		・上記以外のもの	○	第11条第4項
特定公園施設	都市公園移動等円滑化基準	・新設するもの	◎	第13条第1項
		・増設又は改築するもの		
		・上記以外のもの	○	第13条第5項
特定建築物	建築物移動等円滑化基準	・新築する、特別特定建築物(一定規模以上のものに限る。)	◎	第14条第1項
		・上記以外の特別特定建築物	○	第14条第5項
		・新築する、特定建築物(特別特定建築物を除く。)	○	第16条第1項

(※)「適合義務」の記号の見方

◎	必ず、基準に適合させなければならない。
○	基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

なお、交通安全特定事業については、バリアフリー法第36条第2項に、「当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない」と定められています。

④ 基準適合後の取扱

これまでに移動等円滑化基準に適合させた施設等及び特定事業を実施することで移動等円滑化基準に適合させた施設等については、適切に管理し、必要があれば修繕するなど、基準に適合した状態を維持し続けるよう努めます。

また、既に基準に適合している施設等についても、スパイラルアップの考え方のもと、施設等の利用者の意見等も取り入れながら、一人でも多くの方が、安心して快適に施設等を利用できるように努めます。

イ その他の事業

水戸駅北口ペDESTロリアンデッキや駅前広場、水戸駅自由通路など、特定事業のいずれにも該当しない施設等のバリアフリー化を図るために実施する事業です。

また、市街地再開発事業については、その対象とする区域に含まれる複数の施設等を総合的かつ一体的にバリアフリー化することができることから、その他の事業に位置付けます。

なお、その他の事業の対象となる施設等のバリアフリー化に当たっては、各施設等の利用状況や機能等を勘察した上で、移動等円滑化基準に準じて、適切な整備改善を行い、事業実施後についても、特定事業と同様に、スパイラルアップの考え方にに基づき、最適な利用環境のあり方について検討を行います。

(2) ソフト施策

ハード施策が、主に、重点整備地区内における物理的なバリアの除去を目的として実施するものであるのに対し、ソフト施策は、全市的な取組として、主に、外出時に不親切な扱いを受けるといった「心のバリア」や出かけた場所にはバリアフリー設備が整っているかどうか分からないといった「情報のバリア」を取り除くことを目的として実施するものです。

特に、心のバリアフリーを強く推進し、市民がバリアフリーの重要性を認識し、高齢者、障害者等に対する理解を深め、行動につなげることができるような社会環境の創出を目指します。

ア 特定事業（ソフト）

交通安全特定事業のうち、違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為を行わないことを呼び掛ける啓発活動など、生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止に資する事業です。

イ 特定事業（ハード）と連携する事業

特定事業（ハード）の効果をより一層高めるために、バリアフリー化の取組に関する積極的な情報発信に加え、施設等の利用者にとって分かりやすい案内表示の設置やスタッフの接遇向上等を図る事業です。

ウ その他の事業と連携する事業

特定事業（ハード）と連携する事業と同様に、その他の事業の効果をより一層高めるために、バリアフリー化の取組に関する積極的な情報発信に加え、施設等の利用者にとって分かりやすい案内表示の設置やスタッフの接遇向上等を図る事業です。

エ 市民の理解を深めるための事業

高齢者や障害者、バリアフリー等に関する市民の理解を深めるために、市が中心となり、関係機関等と連携し、心のバリアフリーの推進に取り組む事業です。

2 事業の実施時期

基本構想の期間は、「2018年度から2028年度までの11か年」という長期にわたるため、バリアフリー施策の実施時期の設定に当たっては、「前期」と「後期」の二つの区分を設けます。

ただし、例えば、信号機の整備改善のような実施時期の異なる不特定複数の施設等を対象とするハード施策やスタッフの接遇向上のような基本構想の期間を通して継続的に実施するソフト施策など、「前期」と「後期」のいずれにも区分できない施策の実施期間については、「全期間」とします。

表 5-3 実施期間の区分

区 分	実施期間
前 期	2018年度から2023年度まで (6か年)
後 期	2024年度から2028年度まで (5か年)
全期間	2018年度から2028年度まで (11か年)

施策の実施に当たっては、社会経済情勢の変化や技術革新の動向を注視しながら、その手法や実施時期について、柔軟かつ的確に対応していくものとします。また、「後期」に実施する事業について、「前期」に実施することを妨げるものではありません。

3 ハード施策の内容

(1) 特定事業（ハード）

ア 公共交通特定事業

公共交通特定事業は、重点整備地区内の旅客施設及び当該旅客施設に乗り入れる車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるための事業です。

水戸駅は、JR常磐線、水戸線、水郡線と鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が乗り入れ、1日に3万人以上の方が利用するターミナル駅であり、その南北にあるバスターミナルは、市内に形成された路線バスネットワークの中心拠点です。

基本構想に位置付ける公共交通特定事業として、水戸駅と水戸駅南北のバスターミナル、そして、乗り入れる車両のバリアフリー化を図ります。

なお、事業主体が取り組むソフト施策については、87、88ページ「表5-25」に記載します。

表 5-4 公共交通特定事業の内容 [1 / 4]

No.	施設名	事業主体
①	水戸駅	各鉄道事業者
【整備方針】 全ての利用者が安心して利用できる快適な鉄道づくりを目指し、エレベーターや多機能トイレ等は、バリアフリー法に基づく整備を完了するなど、バリアフリー設備の拡充に努めています。障害者の社会参加や超高齢社会が進む中で、今後もさらに高いレベルでハード・ソフト両面から、鉄道の利便性、快適性の実現に取り組めます。		
バリアフリー化に係る主な事業		実施時期
【駅構内動線】   	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等が利用しやすいように、エレベーターやエスカレーターの設備の更新を行います。 	後 期
	<ul style="list-style-type: none"> 劣化した視覚障害者誘導用ブロックの補修や改善を行います。 	全期間
【券売機】	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者が利用しやすいように、券売機下部に、車椅子使用者のひざが入る十分な奥行き（蹴込み）を設けます。 	前 期
【車両】  	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー対応車両の導入を推進します。 	全期間

表 5-5 公共交通特定事業の内容 [2/4]

No.	施設名	事業主体
②	水戸駅北口バスターミナル	県バス協会, 各バス事業者, 市
③	水戸駅南口バスターミナル	
【整備方針】 年齢や性別, 障害の有無, 国籍に関わらず, 誰もが安心して移動できる施設整備に努めます。		
バリアフリー化に係る主な事業		実施時期
【アクセス動線】   	・水戸駅構内からのアクセスは, エレベーターの乗降口から極力段差の少ない構造とします。	前期
	・劣化した視覚障害者誘導用ブロックの補修や改善を行います。	全期間
【案内・サイン】 	・各バス事業者共通のインフォメーション施設を整備し, 乗り場や行き先等の情報案内を実施します。	前期
	・共通サインシステムの導入を図り, 各バス事業者共通の系統番号の整理や路線のカラーリング等を行い, 利用者の視点に立った分かりやすい情報を提供します。	前期
	・共通サインシステムは, ピクトグラムを活用するなど, 外国人観光客でも, どのバスに乗車したらよいか分かりやすい情報提供を目指します。	前期

表 5-6 公共交通特定事業の内容 [3/4]

No.	施設名	事業主体
④	路線バス	県バス協会, 各バス事業者, 市
【整備方針】 年齢や性別, 障害の有無, 国籍に関わらず, 誰もが安心して移動できる施設整備に努めます。		
バリアフリー化に係る主な事業		実施時期
【車 両】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの導入を推進します。 	全期間
【バス停】	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根やベンチを設置するなど, バス待ち環境の向上を図ります。 	全期間

表 5-7 公共交通特定事業の内容 [4/4]

No.	施設名	事業主体
⑤	タクシー	県ハイヤー・タクシー協会, 各タクシー事業者
【整備方針】 年齢や性別, 障害の有無, 国籍に関わらず, 誰もが安心して移動できる施設整備に努めます。		
バリアフリー化に係る主な事業		実施時期
【車 両】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。 	全期間

イ 道路特定事業

道路特定事業は、重点整備地区内の道路移動等円滑化基準に適合していない道路を当該基準に適合させるための事業です。

生活関連経路を構成する道路のバリアフリー化を図り、誰もが歩いて楽しむことができる歩行空間を将来のあるべき姿として目指します。しかしながら、基本構想の期間内に全長約 20 キロメートルにも及ぶ全ての生活関連経路をバリアフリー化することは現実的ではありません。

そこで、歩行空間のバリアフリーネットワークを効率的に構築するため、生活関連経路を構成する道路の中から、次の視点に基づき、整備する路線を抽出してバリアフリー化を進めます。（抽出した路線は、60～67 ページの表及び 69 ページ「図 5-3」を参照）

- 【視点 1】具体的な整備改善計画に基づく事業が現在行われている道路、又は、今後行われる予定の道路
- 【視点 2】既に道路移動等円滑化基準に適合している道路間を結び、生活関連経路による歩行空間のネットワーク化に資する道路

① 道路移動等円滑化基準

47 ページ「表 5-1」に示したように、道路移動等円滑化基準は、主務省令と茨城県（以下「県」という。）及び市の条例で定められています。

表 5-8 事業主体別の移動等円滑化基準

事業主体	適合させるべき道路移動等円滑化基準
国	「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成 18 年 国土交通省令第 116 号）で定める基準
県	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」（平成 24 年 茨城県条例第 81 号）で定める基準
市	「水戸市道路の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例」（平成 25 年 水戸市条例第 6 号）で定める基準

地方公共団体が条例で道路移動等円滑化基準を定める場合は、省令に定める基準を参酌するものとされているため、国土交通省令と県及び市が条例で定める道路移動等円滑化基準は、ほぼ同じ内容で、「表5-9」のような構成となっており、「歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）に関する基準」と「道路附属施設に関する基準」の二つに大別されます。

表 5-9 道路移動等円滑化基準の全体像

道路移動等円滑化基準	歩道等に関する基準		<ul style="list-style-type: none"> 歩道等の設置及び構造に関する基準
	道路附属施設に関する基準	立体横断施設	<ul style="list-style-type: none"> 立体横断施設（エレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路、階段）の設置及び構造に関する基準
		乗合自動車停留所	<ul style="list-style-type: none"> 乗合自動車停留所が設置された歩道等の構造、ベンチ及び上屋に関する基準
		路面電車停留場	<ul style="list-style-type: none"> 路面電車停留場の乗降場の構造に関する基準（県及び市の条例にはない。）
		自動車駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 障害者用駐車施設の設置及び構造に関する基準 出入口、通路、エレベーター、傾斜路、階段、屋根、便所の構造に関する基準
		その他の施設等	
		案内標識	<ul style="list-style-type: none"> 案内標識の設置等に関する基準
		視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックや音声案内設備の設置等に関する基準
		休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> 休憩施設の設置等に関する基準
		照明施設	<ul style="list-style-type: none"> 照明施設の設置等に関する基準

② 道路特定事業の実施項目の整理

道路特定事業の実施に当たっては、それぞれの道路の状況を勘案し、「図5-2」のように、実施項目を整理して、道路移動等円滑化基準に適合することを基本とします。

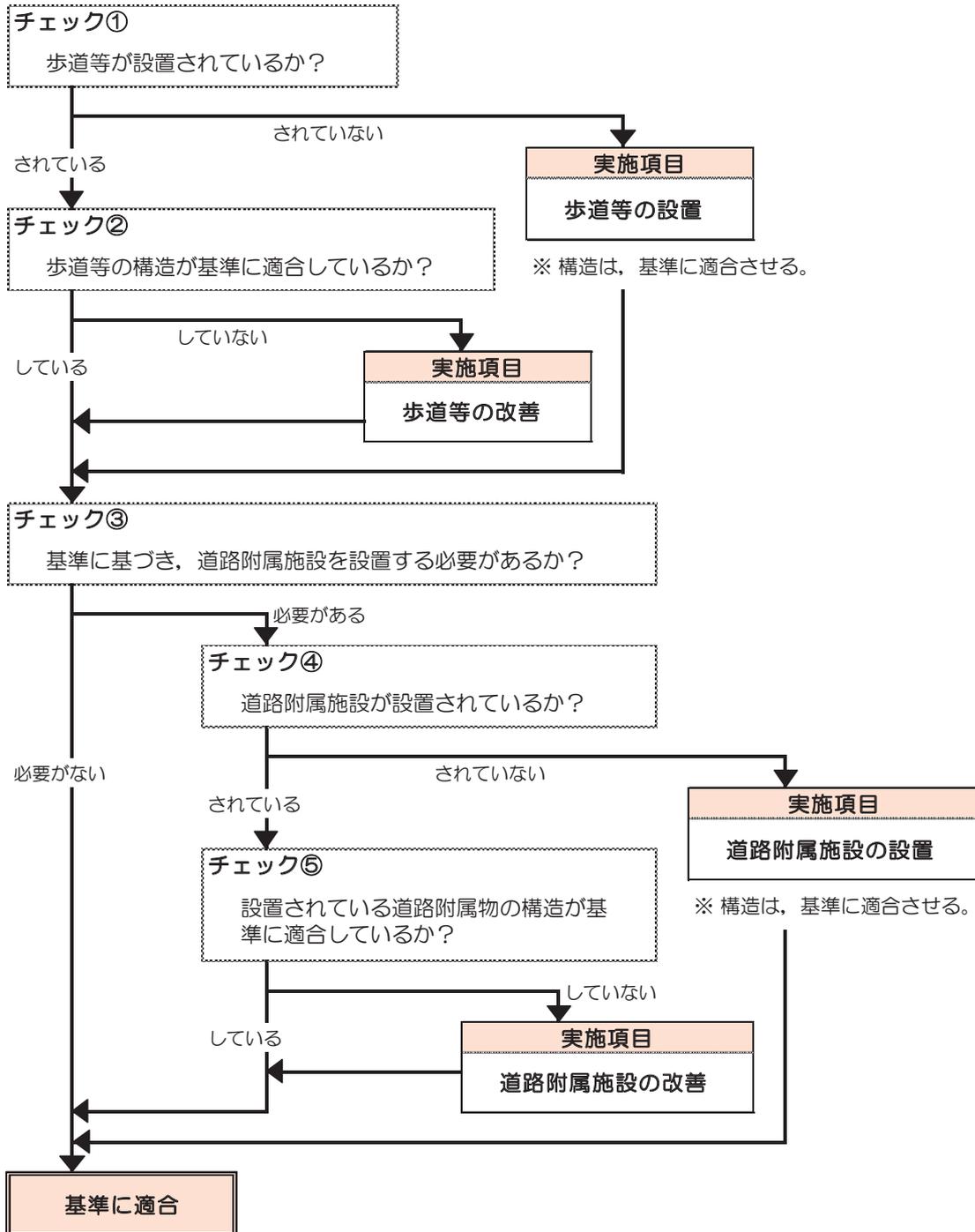


図 5-2 実施項目の整理フロー

なお、バリアフリー水準の向上を図るため、上記フローによらず、道路の部分的な改修等を行う場合もあります。

道路特定事業の実施項目のうち、歩道等を設置又は改善するにあたり、適合させるべき歩道等の構造に関する基準の内容と当該基準に適合させるために必要な施策の内容は、「表5-10」に示すとおりです。

表 5-10 道路移動等円滑化基準

基準の内容		施策の内容
有効幅員	<p>◆歩道の幅員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量の多い場合は3.5メートル以上とする。 ・その他の場合は2メートル以上とする。 	有効幅員の確保
	<p>◆自転車歩行者道の有効幅員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の交通量が多い場合は4メートル以上とする。 ・その他の場合は3メートル以上とする。 	
	<p>◆歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定める。</p>	
舗装等	<p>◆歩道等の舗装は、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合を除き、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。</p>	舗装の改善
	<p>◆歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。</p>	
勾配	<p>◆歩道等の縦断勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、5パーセント以下とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 	勾配の改善
	<p>◆歩道等の横断勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、1パーセント以下とする。 ・道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 	
歩道等と車道等の分離	<p>◆歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。</p>	車道等との分離

基準の内容		施策の内容
歩道等と車道等の分離	<p>◆歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、15センチメートル以上とする。 ・当該歩道等の構造、交通の状況、沿道の土地利用の状況等を考慮して定める。 	車道等との分離
	<p>◆歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設ける。</p>	
高さ	<p>◆歩道等の車道等に対する高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5センチメートルを標準とするものとする。 ・乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定める。 	高さの改善
横断歩道に接続する歩道等の部分	<p>◆横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道等の部分より高くする。 ・段差の高さは2センチメートルを標準とする。 ・段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。 	横断歩道接続部の改善
車両乗入れ部	<p>◆車両乗入れ部のうち、横断勾配が1パーセント以下（やむを得ない場合は2パーセント以下）である部分の有効幅員は、2メートル以上とする。</p>	車両乗入れ部の改善
その他	<p>◆歩道等の有効幅員内に設ける側溝その他の排水施設の蓋は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造とするものとする。（県の条例のみ）</p>	側溝等の改善
	<p>◆歩道等の有効幅員内の側溝に設ける格子状の蓋は、滑り止めのついた細目のものとする。（市の条例のみ）</p>	
	<p>◆歩道等に設ける案内標識の支柱等について、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、反射シートの設置等によりその視認性の向上を図る。（市の条例のみ）</p>	案内標識の改善

③ 道路特定事業の実施項目

道路特定事業の実施項目は、次の表のとおりです。

なお、事業主体が取り組むソフト施策については、88 ページ「表5-25」に記載します。

	路線名	事業主体	施策の							
			歩道等の設置 又は 構造の改善							
			新たな歩道の設置	有効幅員の確保	舗装の改善	勾配の改善	車道等の分離	高さの改善	横断歩道等の接続部の改善	車両乗入れ部の改善
1	国道118号 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">水戸中央郵便局前 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">裁判所前 交差点</div> </div>	県	○		○		○			
2	国道118号 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">裁判所前 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">裁判所東 交差点</div> </div>	県	○		○		○			
3	主要地方道 水戸神栖線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">梅香高架橋西 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">梅戸橋南 交差点</div> </div>	県	○	○	○	※	○			
4	幹線市道1号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">三の丸2丁目 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">市道上市247号線 交点</div> </div> <p style="text-align: center;">(水郡線踏切)</p>	市			○		○		○	○
5	幹線市道2号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">駅南中央 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">中央1丁目 交差点</div> </div>	市			○	○		○	○	○
6	幹線市道2号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">中央1丁目 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">市役所入口 交差点</div> </div>	市			○	○		○	○	○

表中「○」がついているものが、実施項目です。

内 容							実施時期	備 考
道路附属施設等の設置 又は 改善								
立体横断施設	乗合自動車停留所	案内標識	視覚障害者誘導用ブロック	休憩施設	照明施設	側溝		
			○				前 期	
			○				前 期	
							前 期	※ 地形的な要因により、勾配の改善が困難である。
			○				前 期	
			○			○	後 期	
			○			○	後 期	

	路線名	事業主体	施策の								
			歩道等の設置又は構造の改善								
			新たな歩道の設置	有効幅員の確保	舗装の改善	勾配の改善	車道等の分離	高さの改善	横断歩道等の接続部の改善	車両乗入れ部の改善	
7	幹線市道2号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">市役所入口 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">文化センター入口 交差点</div> </div>	市			○	○	※		○	○	○
8	幹線市道4号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">五軒町1丁目 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">五軒町1丁目南 交差点</div> </div>	市			○				○	○	○
9	幹線市道4号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">五軒町1丁目南 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">市道上市192号線 交点</div> </div> <p style="text-align: center;">(水戸芸術館南東)</p>	市		○		○			○	○	
10	幹線市道4号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">市道上市192号線 交点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">水戸芸術館前 交差点</div> </div> <p style="text-align: center;">(水戸芸術館南東)</p>	市		○					○		
11	市道上市6号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">市道上市352号線 交点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">市道上市204号線 交点</div> </div> <p style="text-align: center;">(弘道館前) (水戸地検前)</p>	市		○	○	○	○		○	○	○
12	市道上市189号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">泉町1丁目 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">水戸芸術館前 交差点</div> </div>	市		○						○	○

表中「○」がついているものが、実施項目です。

内 容							実施時期	備 考
道路附属施設等の設置 又は 改善								
立体横断施設	乗合自動車停留所	案内標識	視覚障害者誘導用ブロック	休憩施設	照明施設	側溝		
			○			○	後 期	※ 一部、地形的な要因により、勾配の改善について検討を要する箇所がある。
			○		○		前 期	
			○		○		前 期	
			○		○		前 期	
			○			○	前 期	
			○		○		前 期	

	路 線 名	事 業 主 体	施 策 の							
			歩道等の設置 又は 構造の改善							
			新たな歩道の設置	有効幅員の確保	舗装の改善	勾配の改善	車道等の分離	高さの改善	横断歩道等の接続部の改善	車両乗入れ部の改善
13	市道上市189号線 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">水戸芸術館前 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">五軒町2丁目 交差点</div> </div>	市		○		○				○
14	市道上市192号線 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国道50号 交点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">幹線市道4号線 交点</div> </div> (水戸芸術館南東)	市		○				○	○	
15	市道上市196号線 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">五軒町1丁目北 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">五軒町1丁目南 交差点</div> </div>	市		○				○		
16	市道上市254号線 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">宮町2丁目 交差点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市道上市259号線 交点</div> </div>	市	○	○	○	○	○	○	○	○
17	市道上市259号線 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">幹線市道3号線 交点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市道上市254号線 交点</div> </div>	市	○	○	○	※	○	○	○	○
18	市道上市247号線 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">幹線市道1号線 交点</div> ~ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国道51号 交点</div> </div> (水郡線踏切) (三高下)	市		○	○		○	○		

表中「○」がついているものが、実施項目です。

内 容							実施時期	備 考
道路附属施設等の設置 又は 改善								
立体横断施設	乗合自動車停留所	案内標識	視覚障害者誘導用ブロック	休憩施設	照明施設	側溝		
			○		○		前 期	
			○		○	○	前 期	
			○		○	○	前 期	
			○				前 期	
			○				前 期	※ 地形的な要因により、勾配の改善が困難である。
					○		前 期	

	路線名	事業主体	施策の							
			歩道等の設置又は構造の改善							
			新たな歩道の設置	有効幅員の確保	舗装の改善	勾配の改善	車道等の分離	高さの改善	横断歩道等の接続部の改善	車両乗入れ部の改善
19	市道駅南4号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">市役所入口 交差点</div> ～ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">水戸市役所西 交差点</div> </div>	市	○	○	○	○	○	○	○	
20	市道駅南4号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">市道駅南45号線 交点</div> ～ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">白梅2丁目 交差点</div> </div> (市役所南東角)	市			○	○	○	○	○	○
21	都市計画道路3・3・175号線 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">市道駅南1号線 交点</div> ～ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">梅戸橋南 交差点</div> </div>	市	○	○	○	○	○	○	○	○

表中「○」がついているものが、実施項目です。

内 容							実施時期	備 考
道路附属施設等の設置 又は 改善								
立体横断施設	乗合自動車停留所	案内標識	視覚障害者誘導用ブロック	休憩施設	照明施設	側溝		
			○				前 期	
			○				前 期	
			○		○		前 期	

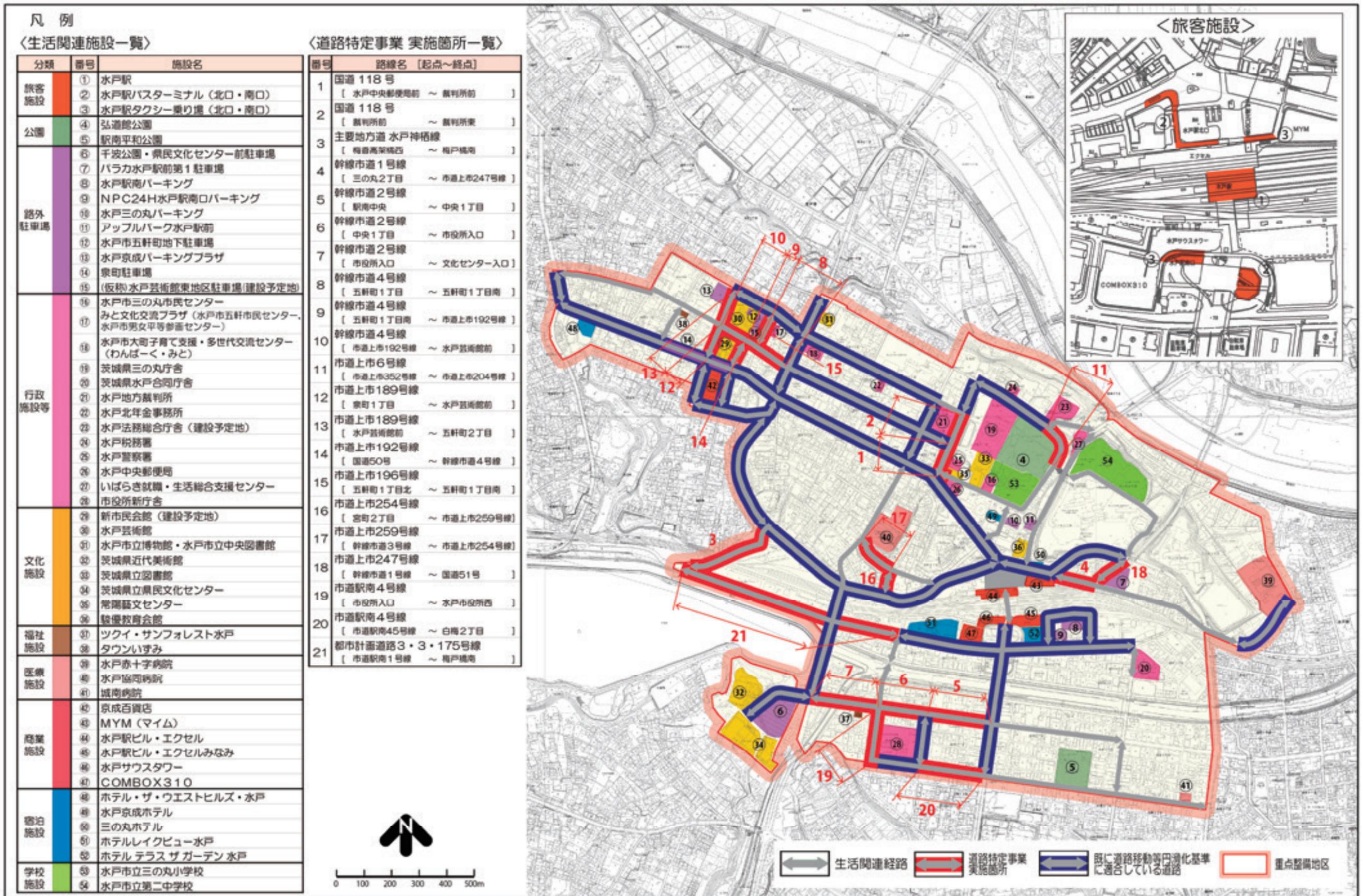


図 5-3 「道路特定事業実施箇所」及び「既に道路移動等円滑化基準に適合している道路」の位置(2017年度末現在)

ウ 路外駐車場特定事業

路外駐車場特定事業は、重点整備地区内に立地する特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準（「図5-4」を参照）に適合させるための事業です。

生活関連施設に選定した路外駐車場のうち、特定路外駐車場に該当するのは、「千波公園・県民文化センター前駐車場」と「パラカ水戸駅前第1駐車場」の二つです。（「表5-11」及び72ページ「図5-5」を参照）

これらの駐車場については、既に路外駐車場移動等円滑化基準に適合していることから、適正な維持管理を行うとともに、障害者等用駐車場を必要な方が必要な時に安心して利用できるよう、施設の利用に係るマナーやモラルの向上に資する啓発活動を実施するなど、ソフト施策に取り組みます。（ソフト施策については、88ページ「表5-25」を参照）

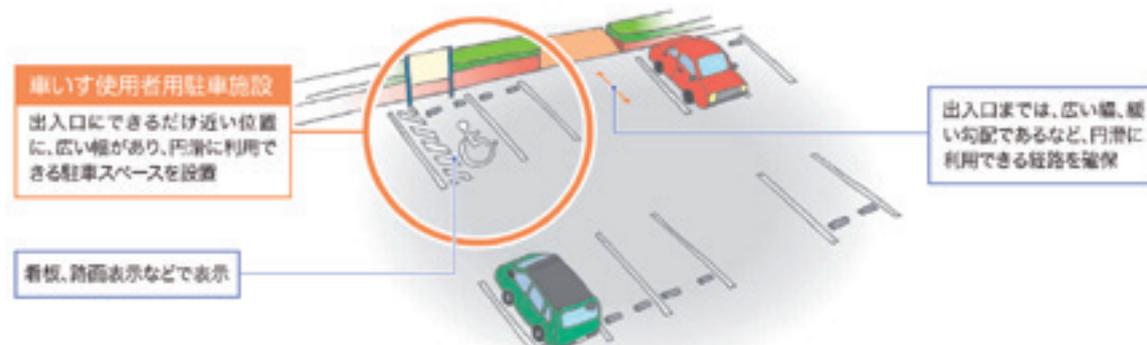


図 5-4 路外駐車場移動等円滑化基準の内容

表 5-11 生活関連施設に選定した路外駐車場の分類

	施設名	施設設置 管理者	分類（※）
生活関連施設に選定した路外駐車場	千波公園・県民文化センター前駐車場	県	特定路外駐車場
	パラカ水戸駅前第1駐車場	民間	
	水戸駅南パーキング	市	路外駐車場 〔左記の駐車場は全て 建築物に該当〕
	NPC24H水戸駅南口パーキング	民間	
	水戸三の丸パーキング	民間	
	アップルパーク水戸駅前	民間	
	水戸市五軒町地下駐車場	市	
	水戸京成パーキングプラザ	民間	
	泉町駐車場	国	
	（仮称）水戸芸術館東地区駐車場	市	

(※) 路外駐車場、特定路外駐車場の定義

・路外駐車場（駐車場法第2条第1項第2号）

道路の路面外に設置される自動車の駐車場で、誰もが利用できる駐車場を指します。契約駐車場や従業員用駐車場などは、路外駐車場には該当しません。平面および立体（自走式、機械式）の駐車場があります。

・特定路外駐車場（バリアフリー法第2条第1項第11号）

駐車スペースが500平方メートル以上かつ駐車料金を徴収する路外駐車場のうち、道路附属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物附属物であるものを除いた駐車場を指します。建築物である立体駐車場は、特定路外駐車場には該当しません。

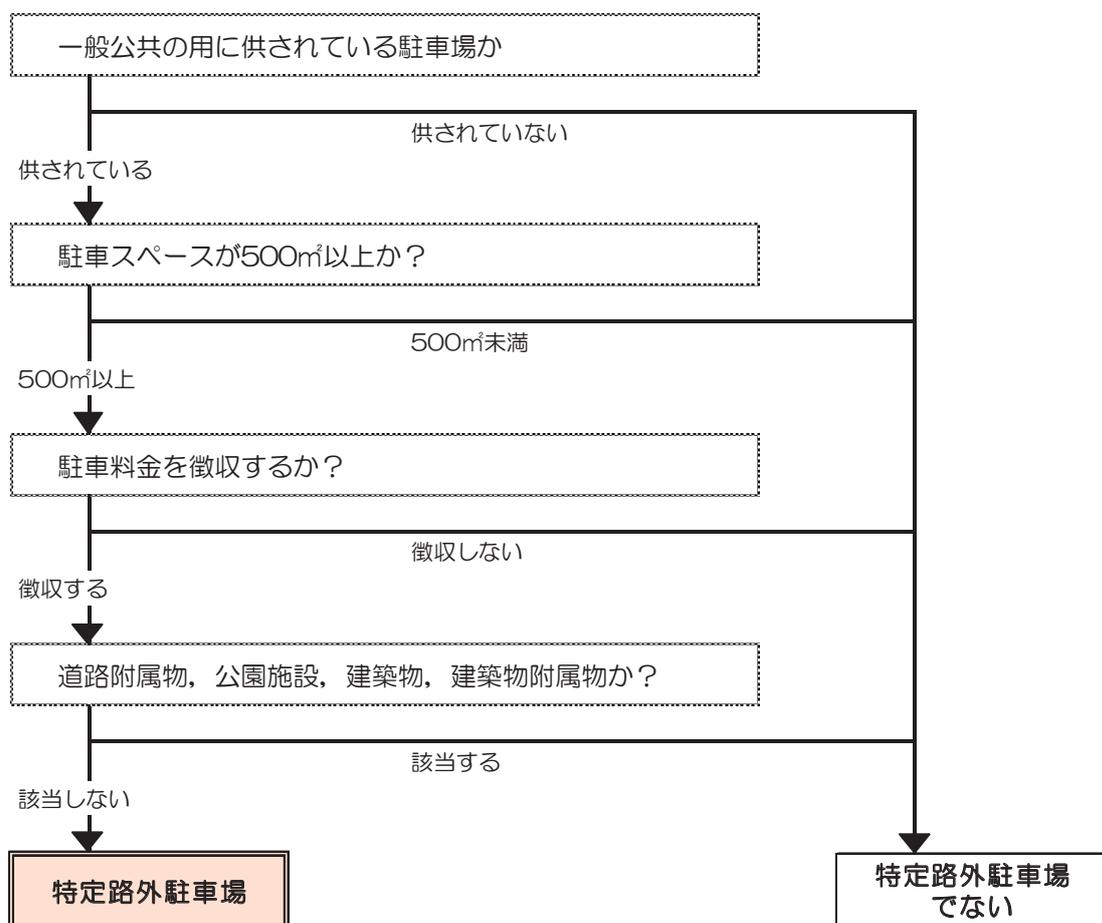


図 5-5 特定路外駐車場の要件

工 都市公園特定事業

都市公園特定事業は、重点整備地区内に立地する都市公園を都市公園移動等円滑化基準に適合させるための事業です。

本市の観光資源である弘道館は、日本遺産に認定されて以降、来館者数が増加しており、2016年度は約9万5千人が訪れています。「水戸市観光基本計画」では、2023年度の来館者数として15万人を目標に掲げ、PR等に取り組んでおり、今後も、多くの来園者が訪れることが見込まれます。

また、駅南平和公園は、「水戸市公園施設長寿命化計画」に基づく施設の改修が予定されており、改修に合わせ、バリアフリー化に取り組みます。

なお、事業主体が取り組むソフト施策については、88ページ「表5-25」に記載します。

表 5-12 都市公園特定事業の内容 [1/2]

No.	施設名	公園種別	事業主体	実施時期
①	弘道館公園	歴史公園	県	前期
【整備方針】				
「国指定特別史跡『旧弘道館』保存活用計画」に基づき、歴史的資源の保存を行いながら、文化財としての価値を損なわない範囲で、既設園路を改修するなど、指定地内動線のバリアフリー化を図ります。				
バリアフリー化に係る主な事業				
【園内動線】				
 <ul style="list-style-type: none"> 公園内を車椅子で巡ることができるルートを確認します。 				
<ul style="list-style-type: none"> 公園における入口地区と正庁・至善堂地区は、入口地区北側の管理用斜路や土塀の管理用出入口から入場できるように、斜路のスロープ化や券売窓口からスロープへの通路を確保します。 				
<ul style="list-style-type: none"> 既設園路については、不陸部や舗装損傷部を改修するとともに、砂利舗装部への砂利舗装材導入等により通行しやすい園路に改善します。 				
<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者の動線確保をはじめ、指定地内の回遊動線を確保するため、新たに園路を整備する必要が生じた場合には、地下遺構及び地形に影響を与えないように簡易舗装等で整備します。 				
【トイレ】				
 <ul style="list-style-type: none"> 管理事務所脇の公衆便所は、便器の洋式化等の部分的な改修を行い、利便性の向上を図ります。 				

バリアフリー化に係る主な事業	
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者の正庁，至善堂等の屋内利用については，屋内専用の車椅子への乗り換えを基本とします。また，今後，重要文化財建造物の保存活用時においては，入口への車椅子リフトや屋内への仮設スロープの設置など，バリアフリー対応を検討します。 指定地内外の解説板や案内板について，ピクトグラムや多言語化表記を行うなど，情報提供の充実を図ります。

表 5-13 都市公園特定事業の内容 [2/2]

No.	施設名	公園種別	事業主体	実施時期
②	駅南平和公園	近隣公園	市	前期
【整備方針】 「水戸市公園施設長寿命化計画」に基づく施設の改修にあわせ，年齢や性別，障害の有無，国籍に関わらず，誰もが利用しやすい公園として整備します。				
バリアフリー化に係る主な事業				
【園内動線】 	<ul style="list-style-type: none"> 園路を改修し，バリアフリー化を図ります。 			
【トイレ】 	<ul style="list-style-type: none"> 既設トイレを改修し，バリアフリー化を図ります。 			

オ 建築物特定事業

建築物特定事業は、重点整備地区内に立地する建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるための事業です。

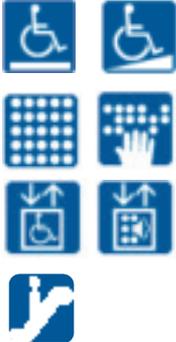
重点整備地区内では、市役所新庁舎や新市民会館等の大型の施設整備事業が進んでいます。これらの施設は、不特定多数の利用が見込まれることから、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインの考え方のもとに施設整備を進めるなど、バリアフリー化を図ります。

なお、事業主体が取り組むソフト施策については、88、89 ページ「表5-25」に記載します。

表 5-14 建築物特定事業の内容 [1/3]

No.	施設名	事業主体	構造等	実施時期
①	市役所新庁舎	市	鉄筋コンクリート造 地上8階（地下1階）	前期 （2018年度）
<p>【整備方針】</p> <p>年齢や性別、障害の有無、国籍に関わらず、誰もが安心して快適に利用できるバリアフリー法の認定を受けた施設として整備します。</p>				
バリアフリー化に係る主な事業				
<p>【アクセス動線】</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> • 歩行者と車両の動線分離を基本とした建物と駐車場の配置とします。 • 敷地内の通路は段差の少ない構造とし、ゆとりある幅員（180センチメートル以上）を確保します。 </div>				
<p>【駐車場】</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> • 車椅子使用者の利便性に配慮した車椅子使用者用駐車場を、玄関付近に4台、地下駐車場に5台設置するとともに、高齢者、車椅子使用者でない障害者、妊産婦、けが人等の利便性に配慮したおもいやり駐車場を、玄関付近に2台、地下駐車場に5台配置します。 • 玄関付近の車椅子使用者用駐車場及びおもいやり駐車場には、屋根を設置し、雨に濡れることなく建物にアクセスできるよう配慮します。 </div>				

バリアフリー化に係る主な事業

<p>【庁内動線】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 廊下は段差のない構造とし、車椅子使用者やベビーカー利用者に配慮したゆとりある幅員（180センチメートル以上）を確保します。 • 主な動線には、視覚障害者誘導用ブロックや触知サイン等を設置します。 • エレベーターは、車椅子使用者、担架及びストレッチャーに対応するとともに、点字表示に加え、電光表示及び音声案内設備を設置し、非常時の案内にも対応します。 • 関連する手続が多い窓口は、隣接または近接した配置とし、できる限り来庁者の動線の短縮を図ります。 • 窓口機能を集約する低層階のフロアには、エスカレーターを設置します。
<p>【トイレ】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 各フロアのトイレは、車椅子使用者やオストメイト、ベビーカー利用者等が一つのトイレに重ならないように、それぞれに必要な機能を分散させて設置します。
<p>【待合スペース ・窓口】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 案内人を配置するなど、人的な対面サービスを充実し、視覚障害者の案内やコミュニケーション支援に配慮したきめ細かで迅速な案内を行います。 • 待合スペースには、車椅子使用者やベビーカー利用者にも配慮したスペースを設置します。 • 窓口のカウンターは、ローカウンターを基本とし、車椅子使用者のひざがカウンターの下に入る十分な奥行きのもので設置します。
<p>【サイン表示】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 誰もが見やすく、分かりやすいものとなるように、ピクトグラムやユニバーサルデザインフォントを採用したサイン整備を行います。

バリアフリー化に係る主な事業	
【その他】 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども連れの来庁者が多いフロアに、ベビールームやキッズスペースを設置します。
	<ul style="list-style-type: none"> 議場や市民の利用が見込まれる会議室には、難聴者への支援として、ヒアリンググループ（磁気誘導ループ）を設置するとともに、その他の会議室にも、移動式のヒアリンググループを備えます。
	<ul style="list-style-type: none"> 補助犬用トイレを設置します。
	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体等と連携し、ユニバーサルデザイン・レビューを実施するなど、庁舎を利用する全ての方がより使いやすい施設整備を行います。



図 5-6 水戸市役所新庁舎完成予想図（水戸駅からのアクセスイメージ）

表 5-15 建築物特定事業の内容 [2/3]

No.	施設名	事業主体	構造等	実施時期
②	新市民会館	市	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨・木造 地上4階, 地下1階	前期 (2022年度予定)
【整備方針】 バリアフリー法の認定を目指し、年齢や性別、障害の有無、国籍に関わらず、誰もが安心して快適に利用できる施設整備に努めます。				
バリアフリー化に係る主な事業				
【アクセス動線】  		<ul style="list-style-type: none"> ・国道 50 号のバス停留所からのアクセスを主要なルートとしたメインエントランスを設けるなど、公共交通利用者に配慮した施設の配置とします。 ・メインエントランスまでのアクセスは、段差の少ない構造とします。 		
【駐車場】 		<ul style="list-style-type: none"> ・地下駐車場には、エレベーター付近に障害者等用駐車場を整備します。 		
【館内動線】      		<ul style="list-style-type: none"> ・各エントランスから、施設のインフォメーション、主要なエスカレーター、エレベーターを一望でき、迷うことなく移動できる施設の配置とします。 ・廊下は段差の少ない構造とし、各所をスロープでつなぎます。また、車椅子使用者やベビーカー利用者に配慮したゆとりある幅員を確保します。 ・エレベーターは、車椅子使用者と介護者が同時に利用できる広さを確保し、点字表示に加え、音声案内設備を設置します。 		
【大ホール】     		<ul style="list-style-type: none"> ・複数の場所に車椅子席を設けます。 ・親子室を2室設置します。 ・難聴者でも音を正確に聞き取ることができるように、ヒアリングループの設置を検討します。 ・車椅子使用者だけでなく、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性など、誰もが容易にホールを利用できるように、段差のない動線を計画します。 		
【中ホール】  		<ul style="list-style-type: none"> ・横通路部に車椅子席を設けます。 ・車椅子使用者だけでなく、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性など、誰もが容易にホールを利用できるように、段差のない動線を計画します。 		

バリアフリー化に係る主な事業	
【トイレ】    	<ul style="list-style-type: none"> 各フロアに車椅子対応，オストメイト対応設備，ベビーチェアやベビーシート等を備えた多機能トイレを整備し，使用者の様々なニーズに対応します。
【その他】     	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用に関する受付や案内の窓口となるインフォメーションを整備し，高齢者，障害者等のコミュニケーション支援に配慮します。 インフォメーションには，高齢者や車椅子利用者にも利用しやすいローカウンターを設置します。 子ども連れでも安心して施設を利用できるように，託児室や授乳室は，インフォメーションに隣接させるなど，分かりやすい位置に設置します。 難聴者への支援として，移動式のヒアリンググループを備えます。 補助犬用トイレを設置します。 障害者団体等と連携して，新市民会館を利用する全ての人がより使いやすい施設整備を行います。



図 5-7 新市民会館完成予想図（国道 50 号側から見た外観イメージ）

表 5-16 建築物特定事業の内容 [3/3]

No.	施設名	事業主体	構造等	実施時期
③	(仮称) 水戸芸術館東地区駐車場	市	鉄骨造5層6段 (300台収容)	前期 (2022年度予定)
【整備方針】 新市民会館だけでなく、周辺店舗等の利用時にも使える公共駐車場とすることから、出庫時の渋滞緩和策をはじめ、ユニバーサルデザインの導入など、誰もが利用しやすい施設として整備します。				
バリアフリー化に係る主な事業				
【アクセス動線】  		<ul style="list-style-type: none"> 歩行者と車両の動線分離を基本とした駐車場の配置とします。 歩行者の出入口付近は極力段差の少ない構造とし、ゆとりある幅員を確保します。 		
【駐車場】 		<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の出入口付近に、障害者等用駐車場を整備します。 		
【場内動線】   		<ul style="list-style-type: none"> 通路は極力段差の少ない構造とし、各所をスロープでつなぎます。また、車椅子利用者やベビーカー利用者に配慮したゆとりある幅員を確保します。 エレベーターは、車椅子使用者と介護者が同時に利用できる広さを確保します。 		
【トイレ】    		<ul style="list-style-type: none"> 車椅子対応、オストメイト対応設備、ベビーチェアやベビーシート等を備えた多機能トイレを整備し、使用者の様々なニーズに対応します。 		

カ 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、重点整備地区内において、高齢者、障害者等の安全な道路横断に資する信号機や道路標識、道路標示等を設置する事業です。

信号機等は、「信号機等に関する基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年3月27日茨城県条例第27号）」に適合するよう設置することが求められます。

また、エスコートゾーンの設置については、道路事業者と協議・連携の上、事業を実施します。

なお、事業主体が取り組むソフト施策については、87ページ「表5-24」に記載します。

表 5-17 交通安全特定事業の内容

No.	施設名	事業主体	実施時期
①	信号機，横断歩道，エスコートゾーン，道路標識	県公安委員会	全期間
【整備方針】 障害の有無に関わらず、誰もが安心して移動できる施設整備に努めます。			
バリアフリー化に係る主な事業			
【信号機】	<ul style="list-style-type: none"> 信号機の設置や改良（LED式信号機，音響信号機，歩行者用青時間延長機能式信号機，歩行者用待ち時間表示装置付信号機等）を行います。 		
【横断歩道・エスコートゾーン】	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道を設置するとともに，必要と認められる箇所に，エスコートゾーン（視覚障害者誘導用道路横断帯）を設置します。 		
【道路標識】	<ul style="list-style-type: none"> 見やすく分かりやすい道路標識・標示とします。 		

(2) その他の事業

ア 水戸駅関連施設の整備

水戸駅北口ペDESTリアンデッキについては、旧基本構想に基づき、エレベーターを設置するなど、バリアフリー化に取り組んできたものの、まち歩き点検ワークショップで、車椅子利用者から、階段に併設したスロープの改修を望む声が寄せられました。

また、視覚障害者からは、水戸駅北口駅前広場の視覚障害者用誘導ブロックの劣化や照度不足等の御意見をいただいております、これらの改善に取り組めます。

なお、事業主体が取り組むソフト施策については、89 ページ「表5-26」に記載します。

表 5-18 その他の事業（水戸駅関連施設の整備）の内容 [1 / 2]

No.	事業名	事業主体	実施時期
①	水戸駅北口ペDESTリアンデッキの改修	市	前期
【整備方針】			
水戸市道路の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例に準じて、ペDESTリアンデッキの改修を行い、誰もが安心して移動できる空間づくりに努めます。			
バリアフリー化に係る主な事業			
【スロープ】 	<ul style="list-style-type: none"> 階段に併設されているスロープを拡幅するとともに、勾配を改善します。 		
【床 面】 	<ul style="list-style-type: none"> 床面は滑りにくい仕上げとします。 視覚障害者誘導用ブロックを改修します。 		
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 悪天候時にも雨に濡れることなく、安心して移動できるように、シェルターを設置します。 エレベーターやスロープの位置を分かりやすく表示します。 		

表 5-19 その他の事業（水戸駅関連施設の整備）の内容 [2/2]

No.	事業名	事業主体
②	水戸駅北口駅前広場の施設改修	市，東日本旅客鉄道(株)
【整備方針】 水戸市道路の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例に準じて，駅前広場の既存施設の部分改修を行い，誰もが安心して移動できる空間づくりに努めます。		
バリアフリー化に係る主な事業		実施時期
【床面】  	・勾配の改善方法について検討します。	後 期
	・劣化した視覚障害者誘導用ブロックの補修や改善を行います。	前 期
【その他】	・タクシー乗り場付近に照明施設を設置し，照度を向上します。	前 期

イ 自転車利用環境の整備

本市では，自転車通行のルールやマナーの遵守に係る意識が低く，自転車の通行位置も道路上に明確に示されていないことから，歩道上で歩行者と自転車が交錯している危険な状況が見受けられます。

まち歩き点検ワークショップでは，視覚障害者をはじめ，背後からの自転車通行が予測しにくい聴覚障害者との接触の危険性について御意見をいただいております。「水戸市自転車利用環境整備計画」に基づき，自転車通行空間の整備を推進し，歩行者と自転車の通行位置の分離を図ります。

なお，事業主体が取り組むソフト施策については，89 ページ「表5-26」に記載します。

表 5-20 その他の事業（自転車利用環境の整備）の内容 [1/2]

No.	事業名	事業主体	実施時期
①	自転車通行空間の整備・ネットワーク化の推進	各道路管理者 (国，県，市)	全期間
【整備方針】 歩道上での歩行者の安全確保に向け，自転車は車道の左側を通行することを原則とし，「水戸市自転車利用環境整備計画」に基づき，自転車通行空間を整備します。			
バリアフリー化に係る主な事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の交通量や制限速度，車道の幅員等を踏まえ，道路事情に応じた自転車通行空間を整備し，歩行者の安全を確保します。 ・自転車通行空間を整備し，ネットワーク化を図ることにより，自転車利用環境の向上を図ります。 			



整備前



整備後

図 5-8 自転車通行空間整備前後の市道千波2号線様子

表 5-21 その他の事業（自転車利用環境の整備）の内容 [2/2]

No.	事業名	事業主体	実施時期
②	駐輪環境の整備	市, 各施設設置管理者	前期
【整備方針】			
駐輪環境を整備するなど、歩道等への自転車の放置防止を図ります。			
バリアフリー化に係る主な事業			
<ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区内の主要な観光施設等に、自転車の盗難対策として、安心して駐車できる利便性の高い駐輪環境を整備します。 			

ウ 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、面的なバリアフリー化を実現するに当たり絶好の機会となります。重点整備地区内では泉町1丁目北地区と水戸駅前三の丸地区の2か所で再開発事業が予定されており、その概要は「表5-22」及び86ページ「表5-23」のとおりです。

なお、事業主体が取り組むソフト施策については、89ページ「表5-26」に記載します。

表 5-22 その他の事業（市街地再開発事業）の内容〔1/2〕

No.	事業名	事業主体	実施時期
①	泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業	泉町1丁目北地区 市街地再開発組合	前期
<p>【整備方針】</p> <p>市民の芸術文化を発信する拠点、新たな市民交流やにぎわいを創出するコンベンションの拠点として、新市民会館を核とした複合施設を整備し、市民の芸術文化に対する意識の向上と福祉増進とともに、中心市街地の活性化を図ります。</p>			
<p>主な事業内容</p>			
<ul style="list-style-type: none"> • 年齢や性別，障害の有無，国籍に関わらず，誰もが安心して快適に利用できる新市民会館を整備します。 • 徒歩やバスでのアクセスを考慮し，新市民会館建設地周辺道路のバリアフリー化を図ります。 • 再開発事業敷地内は，極力段差の少ない構造とし，施設内と周辺道路の連続的なバリアフリー化を図ります。 			
<p>事業箇所図等</p>			
 <p>位置図</p> <p>(重点整備地区)</p> <p>泉町1丁目北地区</p>		 <p>位置図 (拡大)</p>	
 <p>新市民会館完成予想図</p>			

表 5-23 その他の事業（市街地再開発事業）の内容 [2/2]

No.	事業名	事業主体	実施時期
②	水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業	水戸駅前三の丸地区 市街地再開発組合	前期
<p>【整備方針】</p> <p>県都水戸の玄関口であり、来訪者を迎えるまちの顔でもある水戸駅前に、商業・業務・居住機能を有する複合施設を整備し、まちの活性化とともに、にぎわいを創出します。</p>			
<p>主な事業内容</p>			
<ul style="list-style-type: none"> • 年齢や性別，障害の有無，国籍に関わらず，誰もが安心して快適に利用できる複合施設を整備します。 • 歩行者用通路を設け，水戸駅から弘道館等の歴史的資源へアクセスできる，誰もが安心して通行できる歩行空間を創出します。 			
<p>事業箇所図等</p>			

4 ソフト施策の内容

(1) 特定事業（ソフト）

ソフト施策としての特定事業は、交通安全特定事業のうち、生活関連経路における違法駐車行為の防止に資する施策であり、内容は「表5-24」のとおりです。

表 5-24 特定事業（ソフト）の内容

No.	事業内容	実施時期	事業主体
①	・自動車、自転車の交通違反の取り締まりを強化することで、歩行環境の向上を図ります。	全期間	県公安委員会
	・交通違反防止のための啓発活動を実施します。	全期間	

(2) 特定事業（ハード）と連携する事業

特定事業に位置付けた施設等の整備効果を高めるため、事業主体が取り組むソフト施策は、「表5-25」のとおりです。

表 5-25 特定事業（ハード）と連携する事業の内容

連携する事業	No.	事業内容	実施時期	事業主体
公共交通 特定事業 (52~54 ページ)	①	・サービス推進員の配置や声かけサポート運動の展開など、利用者の視点に立った対応に取り組みます。	全期間	各鉄道事業者
		・サービス介助士資格の取得推進や勉強会の開催など、社員の接遇向上に努めます。	全期間	
	②	・観光客など、本市を初めて訪れる人にも分かりやすいバス路線図や時刻表を作成し、情報提供の充実を図ります。	全期間	県バス協会、各バス事業者、市
	③	・バスの行き先等を車載マイクで案内したり、筆談用具等を用いて説明するなど、利用者の視点に立った対応に取り組みます。	全期間	県バス協会、各バス事業者
		・高齢者、障害者等の介助方法に関する研修を実施するなど、乗務員の接遇向上に努めます。	全期間	
			・ノンステップバスを導入するバス事業者に対し、国、県と協調して支援を行います。	全期間

連携する事業	No.	事業内容	実施時期	事業主体
公共交通 特定事業 (54 ページ)	④	・ユニバーサルドライバー研修を実施するなど、高齢者、障害者等の介助方法に関する乗務員の接遇向上に努めます。	全期間	県庁・タクシー協会 各タクシー事業者
		・ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者に対する支援を検討します。	前期から 実施	市
道路 特定事業 (55~69 ページ)	①	・道路の不法占用（道路上への看板設置、商品の陳列等）に対する指導を強化するなど、歩行環境の向上を図ります。	全期間	各道路管理者（国、県、市）
路外駐車場 特定事業 (71, 72 ページ)	①	・障害者等用駐車場の利用に係るマナーやモラルの向上に資する啓発活動を実施します。	全期間	各施設設置 管理者、市
		・障害者等用駐車場の情報や施設へのアクセス経路を案内板やマップ等で周知するなど、情報提供の充実を図ります。	全期間	
都市公園 特定事業 (73, 74 ページ)	①	・障害者等用駐車場や多機能トイレ等の施設の利用に係るマナーやモラルの向上に資する啓発活動を実施します。	全期間	各施設設置 管理者、市
		・施設のバリアフリー設備に関する情報や施設へのアクセス経路を案内板やマップ等で周知するなど、情報提供の充実を図ります。	全期間	
建築物 特定事業 (75~80 ページ)	①	・障害者等用駐車場や多機能トイレ等の施設の利用に係るマナーやモラルの向上に資する啓発活動を実施します。	全期間	各施設設置 管理者、市
		・施設のバリアフリー設備に関する情報や施設へのアクセス経路を案内板やマップ等で周知するなど、情報提供の充実を図ります。	全期間	
	②	・バリアフリー研修を実施するなど、職員の接遇向上に努めます。	全期間	市
②	・公共施設の整備に際し、ユニバーサルデザイン・レビューの実施を検討するとともに、民間事業者にも実施を働きかけます。	全期間		

連携する事業	No.	事業内容	実施時期	事業主体
建築物 特定事業 〔75~80 ページ〕	③	・バリアフリー法の認定制度の周知を図ります。	全期間	市
		・民間施設等のバリアフリー改修（多機能トイレ、障害者等用駐車場、出入口へのスロープの設置等）に対する支援を検討します。	後期から 実施	

(3) その他の事業と連携する事業

その他の事業に位置付けた施設等の整備効果を高めるため、事業主体が取り組むソフト施策は、「表5-26」のとおりです。

表 5-26 その他の事業と連携する事業の内容

連携する事業	No.	事業内容	実施時期	事業主体
水戸駅 関連施設 の整備 〔82, 83 ページ〕	①	・施設のバリアフリー設備に関する情報や施設へのアクセス経路を案内板等で分かりやすく周知するなど、情報提供の充実を図ります。	全期間	市
自転車 利用環境 の整備 〔83, 84 ページ〕	①	・交通安全教室の充実を図り、自転車の交通ルールやマナーの啓発に努めるなど、歩行者の安全を確保します。	全期間	県公安委員会、各道路管理者(国, 県, 市)
		・自転車通行空間を整備した箇所で通行指導を実施し、自転車の車道通行を促します。	全期間	
	②	・放置自転車対策に取り組むことで、歩行環境の向上を図ります。	全期間	各道路管理者(国, 県, 市)
市街地 再開発 事業 〔85, 86 ページ〕	①	・施設のバリアフリー設備に関する情報や施設へのアクセス経路を案内板等で分かりやすく周知するなど、情報提供の充実を図ります。	全期間	各市街地再開発組合, 市

(4) 市民の理解を深めるための事業

市は、関係機関と連携しながら、市民の理解を深めるための事業として、「バリアフリー化の必要性の理解促進」、「高齢者、障害者等への理解促進」、「高齢者、障害者等への移動及び施設利用のサポート」の三つのソフト施策に取り組みます。

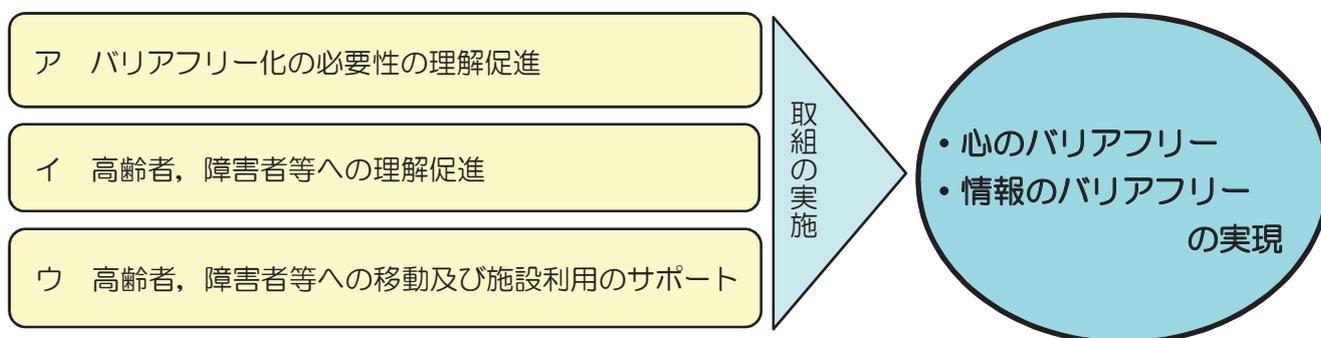


図 5-9 市民の理解を深めるための事業のイメージ

ア バリアフリー化の必要性の理解促進

表 5-27 「バリアフリー化の必要性の理解促進」の事業内容

No.	事業	事業内容	実施時期
①	事業者等に対するバリアフリー化推進の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等にバリアフリー化の推進を働きかけます。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 施設のバリアフリー化に積極的に取り組んだ事業者等に対し、評価できる仕組みを検討します。 	後期から実施
②	バリアフリー化を推進する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員など、障害者等の社会参加支援を行う奉仕員の養成講座を開催します。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校及び幼稚園の教職員や保育士等を対象とした研修や講習会を開催します。 	全期間
③	バリアフリーに関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスやタクシーでの車椅子乗降体験、介助体験など、バリアフリーに関する体験型教育を実施します。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 福祉ボランティア会館や市民センター等を活用し、市民や事業者等に向けて講座や研修会等を開催します。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校の「水戸まごころタイム」等において、高齢者、障害者等の疑似体験等を実施します。 	全期間
④	施設利用のマナー向上に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等用駐車場、多機能トイレ、授乳室など、施設の利用に係るマナーやモラルの向上に資する啓発活動を実施します。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を周知するなど、障害者等用駐車場の適正利用を図ります。 	全期間

イ 高齢者，障害者等への理解促進

表 5-28 「高齢者，障害者等への理解促進」の事業内容

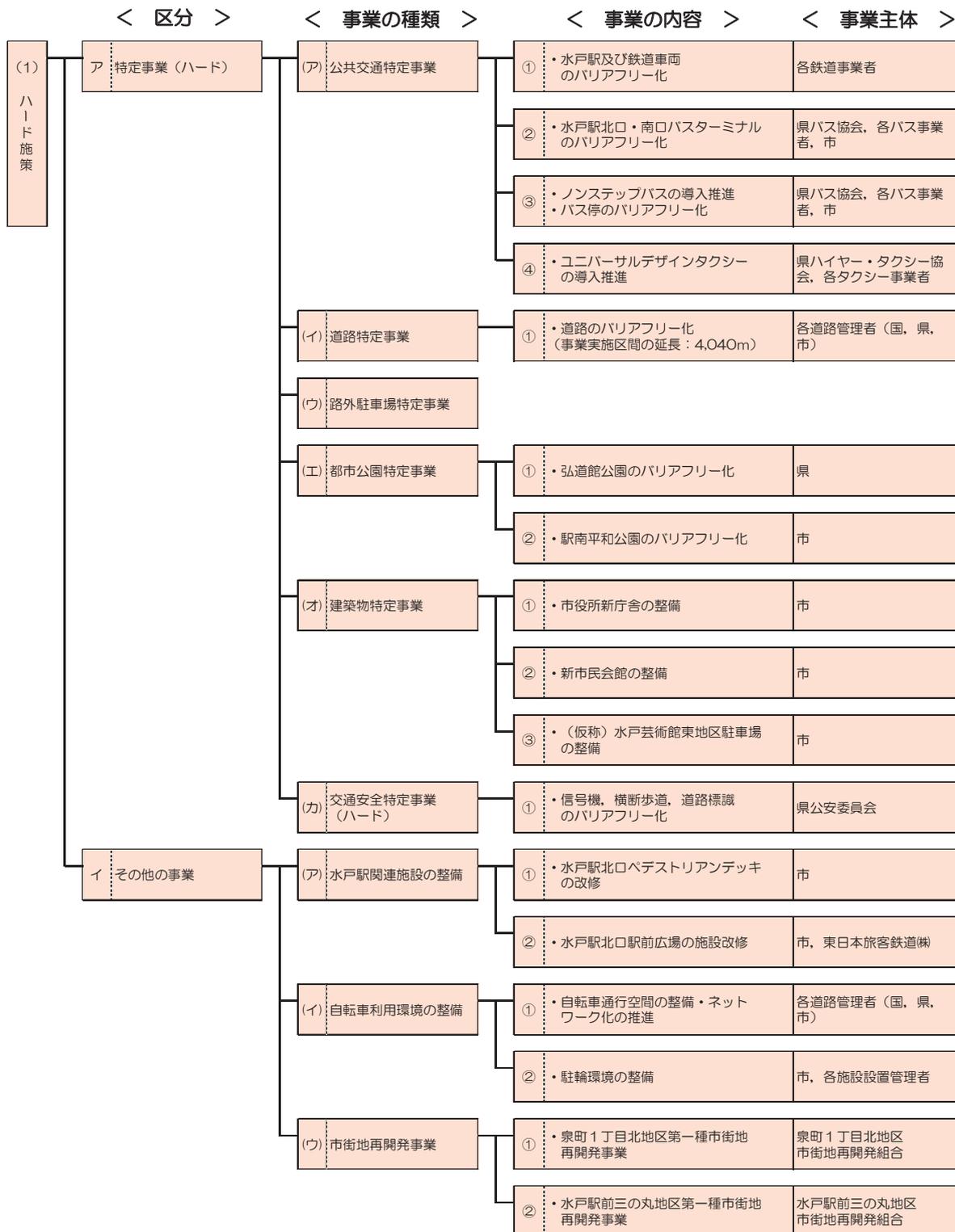
No.	事業	事業内容	実施時期
①	高齢者，障害者等への理解促進に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプマーク及びヘルプカードを作成・配布するとともに，市民や事業者等への啓発活動を実施し，内部障害者，難病患者など，外見から障害等が分かりにくい方に対する支援や配慮を促します。 	前期から実施
		<ul style="list-style-type: none"> シンポジウムや講演会を開催するなど，啓発活動を実施し，バリアフリーに対する気付きの機会を増やして行動へとつなげることができるように努めます。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙（広報みと）やホームページ，ソーシャルメディア等を活用して，それぞれの世代に応じた，高齢者，障害者等への理解を深めるための取組を実施します。 	全期間
②	高齢者，障害者等との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害児と児童・生徒の交流及び共同学習，障害者と非障害者の交流（ふれあいひろば），バリアフリー体験ワークショップ等を開催します。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援・多世代交流センター等において，子どもから高齢者まで，様々な年代の方が交流できる講座等を開催します。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 講演会や講座等において，障害者が参加できる企画等を実施します。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者，障害者団体等が主催する交流活動を支援します。 	全期間
③	法制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約や障害者差別解消法等の法制度及びそれらに基づく取組について，啓発活動を実施します。 	全期間

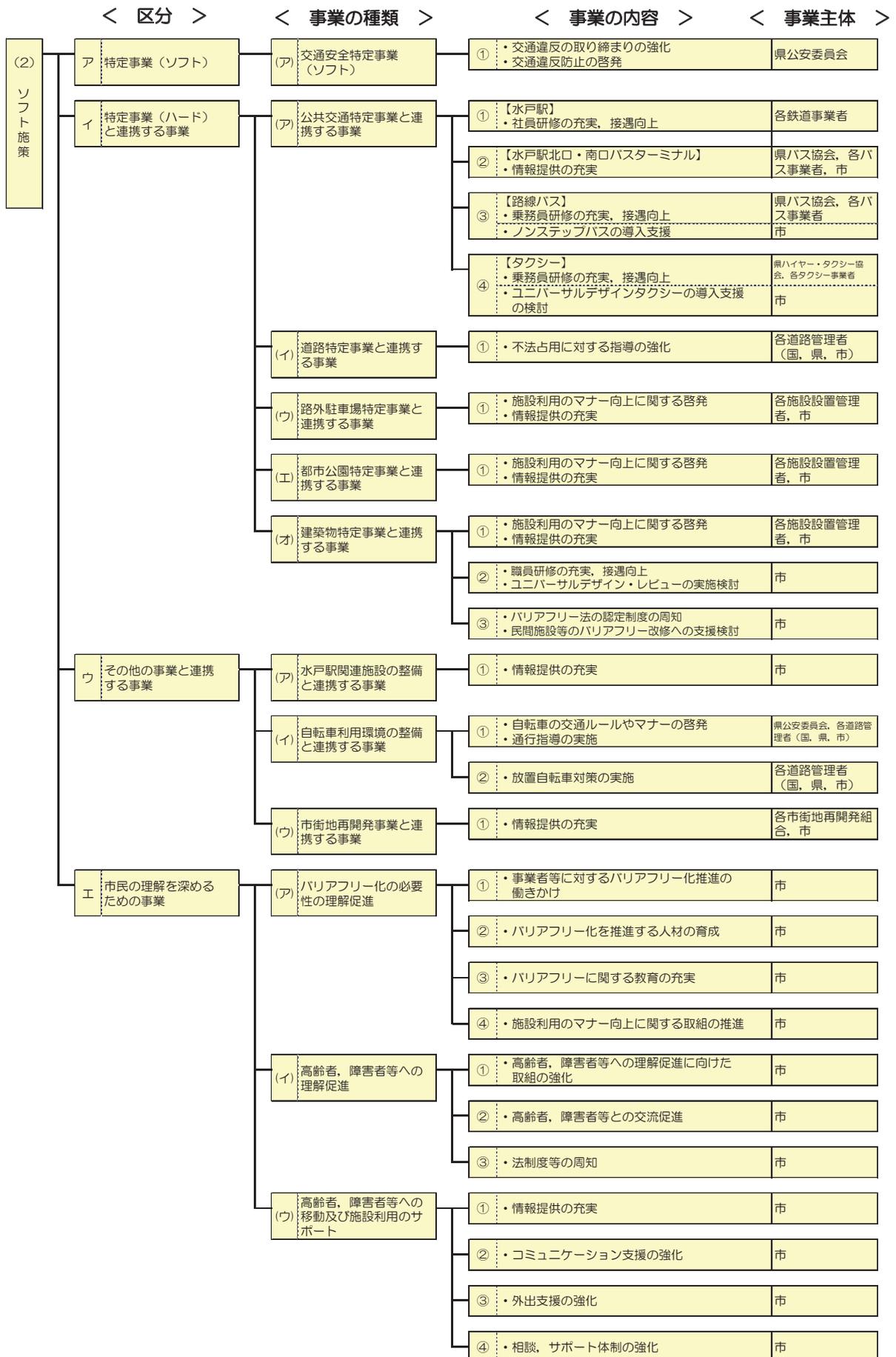
ウ 高齢者、障害者等への移動及び施設利用のサポート

表 5-29 「高齢者、障害者等への移動及び施設利用のサポート」の事業内容

No.	事業	事業内容	実施時期
①	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 施設への掲示やホームページ、ソーシャルメディア等の様々な媒体を通じて、施設を利用するために必要かつ有用な情報を提供します。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者のニーズの把握に努めながら、バリアフリー施設マップを作成します。 バリアフリー施設マップは、ホームページ上に掲載するほか、必要とする方が入手しやすい場所で配布します。 	前期から実施
		<ul style="list-style-type: none"> 案内表示やホームページ上に掲載する情報等については、施設の整備状況を反映させるため、定期的に更新します。 	全期間
②	コミュニケーション支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> 施設の窓口への筆談具やコミュニケーションボードの設置、案内人の配置など、高齢者、障害者等とのコミュニケーション支援に配慮するとともに、事業者等にも実施を働きかけます。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 講演会や講座等に介助者や手話通訳者等を配置し、高齢者、障害者等の参加を促します。 	全期間
③	外出支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> 障害等により一人で移動することが困難な方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。(同行援護、行動援護) 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> ねたきり等で移動が困難な高齢者等に対し、リフト付きタクシーにより病院等への送迎を行います。(通院等支援サービス事業) 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 重度障害者に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。(福祉タクシー券の交付) 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> その他、移動が困難な方でも安心して外出できるような取組について検討します。 	全期間
④	相談、サポート体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 水戸市安心・安全見守り隊や民生委員等と連携し、見守り活動を実施するなど、高齢者、障害者等が住み慣れた場所で安心して暮らせるように努めます。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援センター、障害者生活支援センター、子育て支援センターなど、多様な相談窓口における相談体制の強化を図ります。 	全期間
		<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別に関する相談窓口を一元化し、高齢者、障害者等が意見や要望等を伝えやすい環境の充実を図ります。 	全期間

【バリアフリー施策の総括図】





第6章 事業の推進に向けて

1 特定事業計画の作成及び特定事業計画に基づく事業の実施

バリアフリー法には、基本構想が策定されたときは、関係する施設設置管理者は、当該基本構想に即して特定事業を実施するための計画（特定事業計画）を作成し、これに基づき、当該特定事業を実施することと規定されています。

計画の作成に当たっては、基本構想と同様、協議会を活用し、市や施設設置管理者と連携を図るとともに、利用者意見の反映に努めます。

2 事業の推進体制

国の基本方針では、バリアフリー化を推進するために、国民、事業者、国及び地方公共団体それぞれに責務を課しています。

本市においても、目指す姿に掲げた「出かけたいたい気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくり」の実現に向け、市民、事業者、行政の役割を明確化し、それぞれの立場からバリアフリー化を推進することとします。

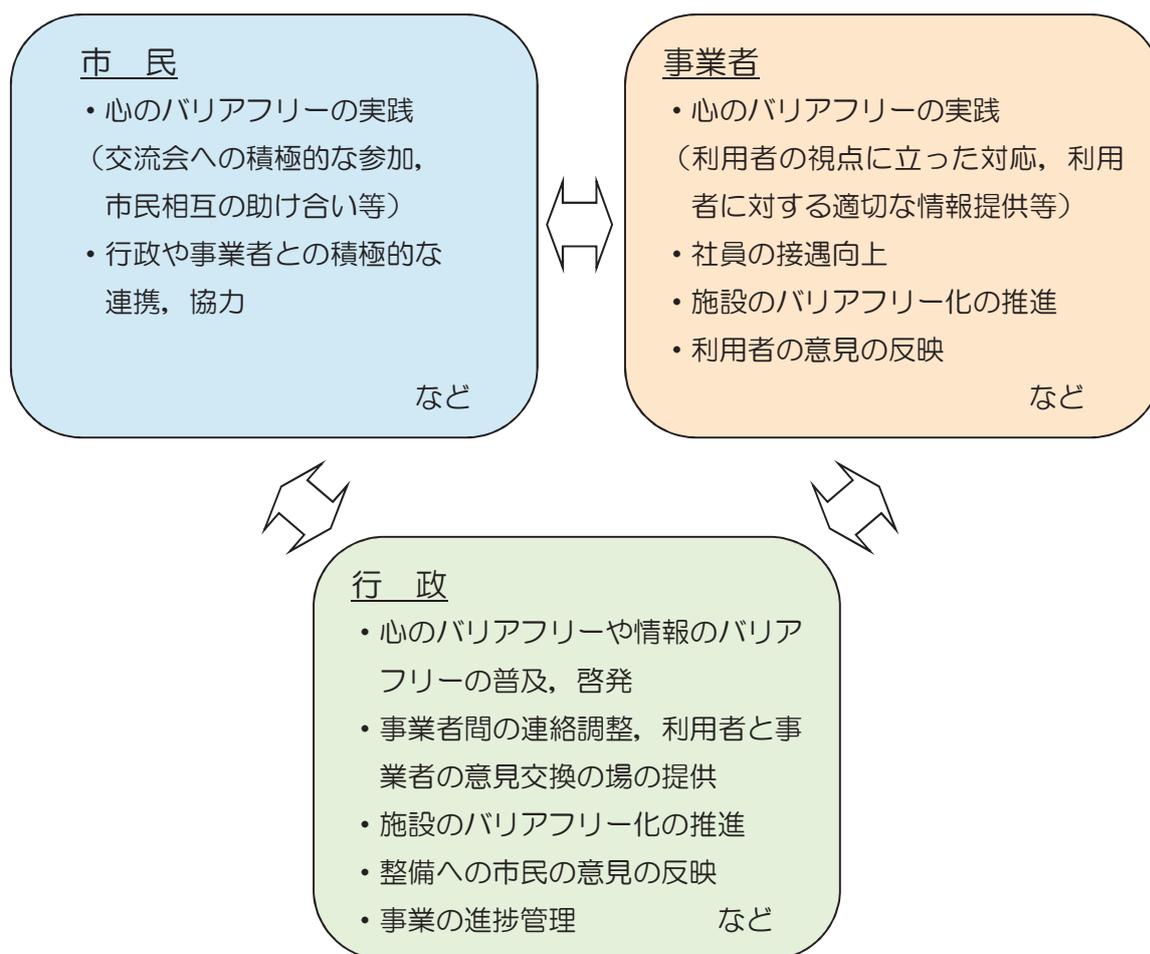


図 6-1 事業の推進体制のイメージ

3 事業の進捗管理体制

バリアフリー化の推進に当たっては、最初から完全な整備がなされることはまれで、段階を経て、その水準の向上が図られることが多いため、整備後においても、高齢者、障害者等の視点から不足しているものを明らかにし、関係者が連携して、その不足を補うための方策を検討し、実際の整備に反映させるというプロセスを継続的に行っていくことが重要になります。

そのため、協議会で、基本構想に位置付けた事業の進捗管理を行うとともに、その成果について評価を行い、その後の計画や事業に反映していく、PDCA（計画（Plan）－事業（Do）－評価（Check）－改善（Action））サイクルを取り入れ、「図 6-2」のように、スパイラルアップを図り、本市におけるバリアフリー水準を高めることで、「出かけたが気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくり」を推進し、ユニバーサル社会の実現を目指します。

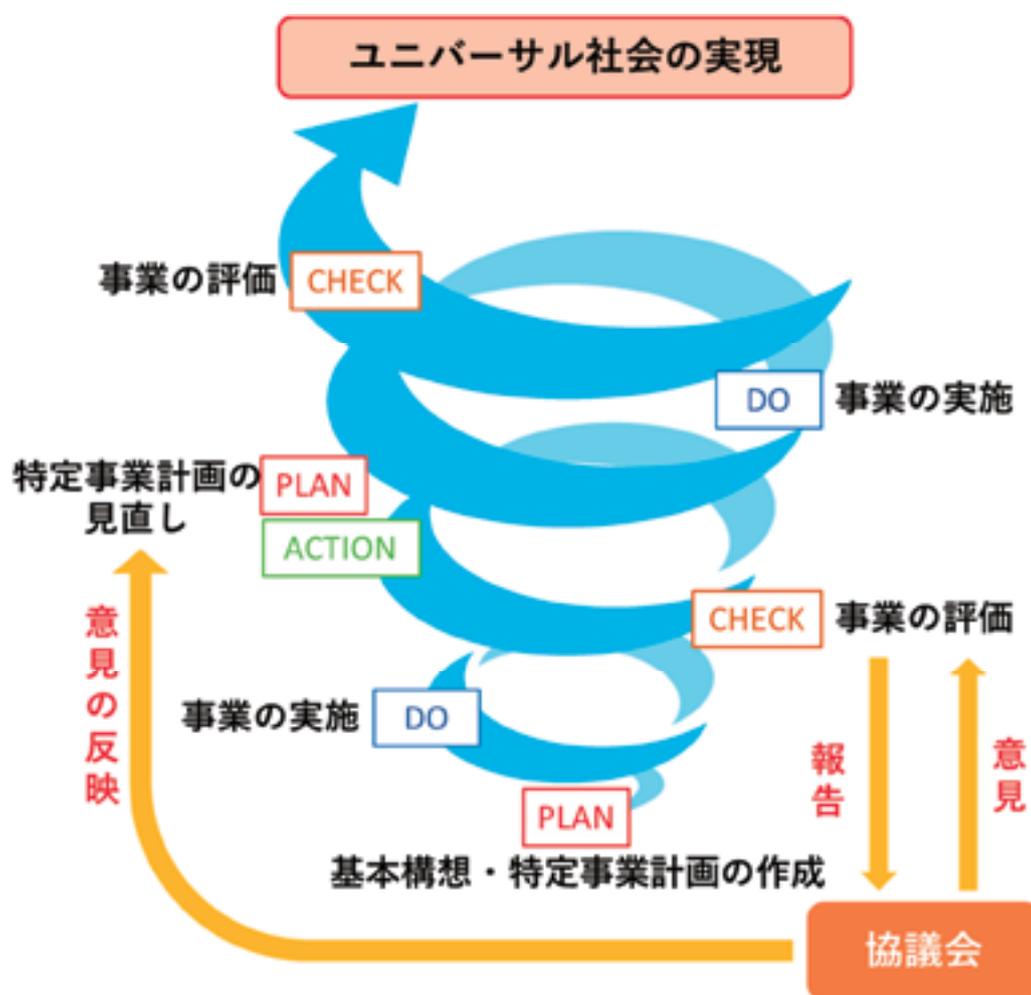


図 6-2 段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）のイメージ

水戸市バリアフリー基本構想策定に係る経過の概要

用語	説明
平成 27 年 11 月 27 日 ～	水戸市バリアフリー基本構想基礎調査
平成 28 年 5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区として想定される範囲に所在する施設等について、バリアフリー環境の整備状況調査を実施
5 月 24 日	政策会議 <ul style="list-style-type: none"> 水戸市バリアフリー基本構想の策定基本方針について
7 月 21 日	平成 28 年度第 1 回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> 水戸市バリアフリー環境整備推進協議会の設置について 水戸市交通バリアフリー基本構想の概要と事業の進捗状況について 水戸市バリアフリー基本構想の策定基本方針について 水戸市バリアフリー基本構想基礎調査の結果について
10 月 27 日	平成 28 年度第 1 回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会調査部会 <ul style="list-style-type: none"> バリアフリーまち歩き点検ワークショップを実施
平成 29 年 1 月 27 日	平成 28 年度第 1 回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会事業部会 <ul style="list-style-type: none"> バリアフリーまち歩き点検ワークショップの開催結果について 生活関連施設の候補及び重点整備地区について 生活関連経路の候補について
3 月 2 日	平成 28 年度第 2 回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設の候補及び重点整備地区について 生活関連経路の候補について
4 月 27 日	平成 29 年度第 1 回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会調査部会 <ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設の候補及び重点整備地区について 生活関連経路の候補について 心のバリアフリーについて
5 月 12 日	平成 29 年度第 1 回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会 (書面協議) <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度事業報告及び収入支出決算について 平成 29 年度事業計画及び収入支出決算について

用語	説明
7月27日	平成29年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会事業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市バリアフリー基本構想（素案）について ・水戸市バリアフリー基本構想に位置付ける特定事業について
9月5日	平成29年度第2回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会調査部会 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市バリアフリー基本構想に位置付けるバリアフリー施策について
12月4日	平成29年度第2回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会事業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市バリアフリー基本構想（素案）について
12月27日	平成29年度第2回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市バリアフリー基本構想（素案）について
平成30年 1月11日	政策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市バリアフリー基本構想（素案）について
1月23日 ～ 2月21日	水戸市バリアフリー基本構想（素案）に係る意見公募手続き <ul style="list-style-type: none"> ・意見数 計4人 15件
3月6日	平成29年度第3回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市バリアフリー基本構想（案）について
3月27日	庁議 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市バリアフリー基本構想の決定

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約

(目的)

第1条 水戸市は、バリアフリー環境の整備を推進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、水戸市バリアフリー環境整備推進協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を茨城県水戸市中央1丁目4番1号に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第25条第2項に規定する基本構想の作成に関すること。
- (2) 基本構想に基づく事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、バリアフリー環境の整備に関し、協議会が必要と認める事項に関すること。

(委員の構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 高齢者団体、障害者団体又は子育て支援団体等の役職員
- (2) 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- (5) 関係行政機関
- (6) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって選出し、相互に兼ねることはできないものとする。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(全体会議)

第7条 協議会の全体会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 協議会に、第3条各号に規定する事項について調査及び研究をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する部会員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出し、部会の運営については、第7条の規定を準用する。

5 部会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。

3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局長は水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員は同課の職員をもって充てる。

(経費)

第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成28年7月21日から施行する。

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会委員名簿 (2016~2017年度) ※ () 内は前任の委員

所 属	役 職	氏 名	在任期間
水戸市障害者(児)福祉団体連合会	会長	大 野 光 一	2016.7.21~
水戸市高齢者クラブ連合会	会長	(菊 池 興 安)	2016.7.21~
		佐々木 国 雄	2017.5.29~
NPO 法人子育て応援・ペンギンくらぶ	副代表	齊 藤 恵	2016.7.21~
東日本旅客鉄道(株)水戸支社総務部企画室	室長	(増 子 隆 行)	2016.7.21~
		小 川 郁 夫	2017.1.10~
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所 道路管理第二課	課長	(横 田 富士雄)	2016.7.21~
		山 田 聡	2017.4.1~
茨城県水戸土木事務所	次長兼道路整備第一課長	(平 田 正)	2016.7.21~
		石 川 博 章	2017.4.1~
茨城県警察本部交通部交通規制課	課長	園 部 修	2016.7.21~
水戸市建設部	部長	猿 田 佳 三	2016.7.21~
水戸市都市計画部	部長	村 上 晴 信	2016.7.21~
茨城大学工学部都市システム工学科	教授	山 田 稔	2016.7.21~
茨城大学	非常勤講師	有 賀 絵 理	2016.7.21~
日本車椅子バスケットボール大学連盟	顧問	齋 藤 信 之	2016.7.21~
公募市民		成 田 悦美子	2016.7.21~
公募市民		袖 山 良 美	2016.7.21~
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整)	(飯 塚 正 芳)	2016.7.21~
		富 澤 雄 一	2017.4.1~
茨城県土木部道路維持課	技監兼課長	大 山 登志彦	2016.7.21~
茨城県土木部都市局都市計画課	技監兼課長	小 林 一 洋	2016.7.21~
茨城県土木部都市局建築指導課	技監兼課長	小 沼 紀 男	2016.7.21~
水戸市市長公室	公室長	(三 宅 正 人)	2016.7.21~
		武 田 秀	2017.4.1~
水戸市市民協働部	部長	(武 田 秀)	2016.7.21~
		鈴 木 吉 昭	2017.4.1~
水戸市保健福祉部	部長	(根 本 一 夫)	2016.7.21~
		大曾根 明 子	2017.4.1~
一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	澤 畠 政 志	2016.7.21~
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鬼 澤 秀 通	2016.7.21~
茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部	支部長	遠 藤 泰 生	2016.7.21~
一般社団法人茨城県水戸市医師会	会長	原 毅	2016.7.21~
一般社団法人水戸市商店会連合会	会長	大 橋 章	2016.7.21~
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長	大 関 茂	2016.7.21~
社会福祉法人水戸市社会福祉協議会	会長	保 立 武 憲	2016.7.21~

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会調査部会員名簿 (2016～2017年度)

※（ ）内は前任の委員

所 属	役 職	氏 名	在任期間
水戸市肢体障害者福祉協会	監事	五味淵 洋 子	2016.7.21～
水戸市肢体障害者福祉協会		古 橋 正 光	2016.7.21～
水戸市視覚障害者協会	副会長	幅 岸 エイ子	2016.7.21～
水戸手をつなぐ育成会	会長	大 貫 由美子	2016.7.21～
水戸市肢体不自由児（者）父母の会		村 上 孝 勝	2016.7.21～
水戸市自閉症児（者）親の会	会長	磯 前 妙 子	2016.7.21～
水戸市高齢者クラブ連合会	理事	岡 田 浩	2016.7.21～
NPO 法人子育て応援・ペンギンくらぶ	副代表	齊 藤 恵	2016.7.21～
茨城大学工学部都市システム工学科	教授	山 田 稔	2016.7.21～
茨城大学	非常勤講師	有 賀 絵 理	2016.7.21～
日本車椅子バスケットボール大学連盟	顧問	齋 藤 信 之	2016.7.21～
公募市民		成 田 悦美子	2016.7.21～
公募市民		袖 山 良 美	2016.7.21～
水戸市市長公室	公室長	(三 宅 正 人)	2016.7.21～
		武 田 秀	2017.4.1～
水戸市保健福祉部障害福祉課	課長	平 澤 健 一	2016.7.21～
水戸市保健福祉部高齢福祉課	課長	谷 津 好 行	2016.7.21～
水戸市保健福祉部子ども課	課長	柴 崎 佳 子	2016.7.21～
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長	大 関 茂	2016.7.21～
社会福祉法人水戸市社会福祉協議会	副参事兼相談支援課長	立 原 理 好	2016.7.21～

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会事業部会員名簿 (2016～2017年度)

※（ ）内は前任の委員

所 属	役 職	氏 名	在任期間
東日本旅客鉄道(株)水戸支社総務部企画室	室長	(増 子 隆 行)	2016.7.21～
		小 川 郁 夫	2017.1.10～
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所 道路管理第二課	専門官	佐々木 裕 正	2016.7.21～
茨城県水戸土木事務所都市施設整備課	課長	兼 澤 公 也	2016.7.21～
茨城県警察本部交通部交通規制課	課長補佐	山 田 亨	2016.7.21～
茨城県警察本部水戸警察署	交通官	仁 瓶 正	2016.7.21～
水戸市建設部建設計画課	課長	大 森 幹 司	2016.7.21～
水戸市建設部道路管理課	課長	木 村 勤	2016.7.21～
水戸市都市計画部都市計画課	課長	黒 澤 純一郎	2016.7.21～
水戸市都市計画部市街地整備課	課長	坏 貴 之	2016.7.21～
水戸市都市計画部泉町周辺地区開発事務所	所長	加 藤 久 人	2016.7.21～
茨城大学工学部都市システム工学科	教授	山 田 稔	2016.7.21～
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整)	(飯 塚 正 芳)	2016.7.21～
		富 澤 雄 一	2016.7.21～
茨城県土木部道路維持課	技監兼課長	大 山 登志彦	2016.7.21～
茨城県土木部都市局都市計画課	技佐兼課長補佐(技術総括)	(田 中 郷 三)	2016.7.21～
		蛭 町 修 身	2017.4.1～
茨城県土木部都市局建築指導課	課長補佐	石 井 正 嗣	2016.7.21～
水戸市市長公室政策企画課	課長	長谷川 昌 人	2016.7.21～
水戸市市民協働部防災・危機管理課	課長	篠 原 勤	2016.7.21～
水戸市保健福祉部福祉総務課	課長	小 山 忠	2016.7.21～
一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	澤 畠 政 志	2016.7.21～
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鬼 澤 秀 通	2016.7.21～
茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部	理事	藤 沼 貴 士	2016.7.21～
一般社団法人茨城県水戸市医師会	副会長	早 船 徳 子	2016.7.21～
一般社団法人水戸市商店会連合会	会長	大 橋 章	2016.7.21～

用語解説

行	用語	説明
あ	移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動または施設利用にかかる身体の負担を軽減することにより、移動や施設利用の利便性及び安全性を向上すること。
	いばらき身障者等用駐車場利用証制度	ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦などに対して、当該駐車場の利用証を発行する制度
	エスコートゾーン	横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの
	オストメイト	消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ）を造設した人のこと。
か	カラーリング	着色すること。
	合計特殊出生率	一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを出産するかを表す指標
さ	サインシステム	鉄道駅や商業施設などの公共施設等に設置される案内標識（案内サイン）の体系
	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される線状、点状の突起をもった床材のこと。
	スパイラルアップ	計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かっていくプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。
	ソフト面	考え方、システム、制度など、主に運用に関するもの

行	用語	説明
た	多機能トイレ	車椅子使用者が利用できる広さや手すり等に加え、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェア等を備えることで、車椅子使用者だけでなく、高齢者、内部障害者、子ども連れ等の多様な人が利用可能なトイレ
	ターミナル駅	複数の路線が乗り入れ、鉄道・バス等の起点・終点となる駅
	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むもの
	特定事業計画	バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、路外駐車場管理者等が作成する路外駐車場特定事業計画、公園管理者等が作成する都市公園特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業計画、建築主等が作成する建築物特定事業計画がある。
	特定路外駐車場	駐車のために供する部分が500平方メートル以上、かつ、その利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路附属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物附属物であるものを除いた駐車場。
	特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、特に高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、利用等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの
な	ノンステップバス	乗降口に段差がないなど、高齢者や身体障害者等に配慮された構造のバス

行	用語	説明
は	ハード面	道路や建築物、設備など、主に施設に関するもの
	バリアフリー	高齢者や障害者を含む全ての人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を除去すること。
	ヒアリングループ	補聴器に直接音声を送り込むための機材
	ピクトグラム	表現対象を文字以外のシンプルな図記号で表したもの
	ペDESTリアンデッキ	自動車道路と分離した立体的な歩行者専用道路
	ヘルプマーク	援助や配慮を必要としている方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるように作成されたマークのこと。
	ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容などを記載したもので、障害者等が災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に自己の障害への理解や支援を求めるために作成されたカードのこと。
ま	水戸市人口ビジョン	水戸市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と2060年までの人口の将来展望を提示したもの
	水戸まごころタイム	総合的な学習の時間を活用して市立小・中学校で実施する水戸の特色ある教育。自己の生き方を考え、自ら学び行動する力を育てるとともに、郷土愛を基盤とした国際社会を生きる人材の育成を目的としている。
や	ユニバーサル社会	年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての人が地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会
	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての人が使いやすいことを目指したデザイン

行	用語	説明
や	ユニバーサルデザイン タクシー	車椅子に乗ったまま乗車できるスロープや乗り降りしやすい乗降口、乗降用の手すりが付いている点などが特徴で、車椅子利用者だけでなく、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー利用者等も含め、全ての人が使いやすいことを目指したタクシー
	ユニバーサルデザイン フォント	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、できるだけ多くの人にとって読みやすいことを目指して作られた文字の書体
	ユニバーサルデザイン・ レビュー	施設等の整備に当たり、計画や設計、施工の各段階において、ユニバーサルデザインの視点からの見直し（レビュー）を行うこと。
	ユニバーサルドライバー研修	タクシー乗務員の接遇向上のための教育研修であり、利用者とのコミュニケーション、車椅子の取扱いや乗降時の介助方法等について実施される研修。バリアフリー研修推進実行委員会（一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が開発、推進している。
ら	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
わ	ワークショップ	参加者が主体的に話を進めていく中で、相互の意見を取り入れながら問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法

ピクトグラムの説明

分類	ピクトグラム		ピクトグラムの説明
駐車場		車椅子対応駐車場区画	車椅子使用者が利用できる駐車区画がある。
敷地内通路等		平たん	建物等の出入口や通路が平たんである。
		スロープ	建物等の出入口や通路の段差を解消するためのスロープがある。
トイレ等		ベビーチェア	乳幼児が座れる固定式の専用椅子がある。
		おむつ交換台	乳幼児のおむつを交換できる台がある。
		車椅子対応トイレ	車椅子使用者対応のトイレがある。
		オストメイト対応トイレ	オストメイト対応トイレがある。
案内誘導		視覚障害者誘導用ブロック	敷地内通路や建物内部に視覚障害者誘導用ブロックがある。
		音声誘導・音声案内	音声誘導装置や音声案内装置がある。
		点字案内板	点字による触知案内板がある。
		受付案内所	受付案内所がある。
昇降設備		車椅子対応エレベーター	車椅子使用者対応のエレベーターがある。
		点字・音声付エレベーター	点字表示及び音声案内付エレベーターがある
		エスカレーター	エスカレーターがある。
乳幼児向け設備		授乳室	授乳室がある。
		プレイコーナー、託児室	プレイコーナー・託児室がある。
その他		車椅子用観覧スペース	車椅子用観覧スペースがある。
		筆談ボード、補聴設備	筆談ボード、補聴機器又は設備がある。

水戸市バリアフリー基本構想

2018年3月

編集・発行

水戸市市長公室交通政策課

水戸市中央1丁目4番1号

電話 029 (224) 1111



水戸市バリアフリー基本構想

～出かけたが気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくり～

